

「中国が抱える課題“格差拡大”は解決できるのか？」

林田 雅博

はじめに

2012年度の研究報告「巨大国家・中国が抱える課題—止まらない格差拡大」において、中国の格差拡大が止まらない主な原因は、次の4つであると考えた。

- ① 改革開放政策の下で投資と貿易主導による経済発展が続き、沿岸都市部において雇用拡大と労働者の所得増加が急速に進んだ。沿岸都市部の経済発展は、都市—農村間の格差を大きく広げただけでなく、沿岸と内陸都市部との格差拡大につながった。
- ② 農村においても、農業生産性上昇と生産品目の変貌・多様化進行により、都市部には遠く及ばないものの農家所得が増加した。生産性向上により生じた余剰労働力の非農業領域への移動が活発化し、2000年以降には沿海部都市部への大規模な出稼ぎ＝農民工が常態化した。この結果、1億6千万人近い「農民工」という膨大な低所得層が沿岸都市部に形成された。
- ③ 96年まで0.3を下回っていた都市内のジニ係数は上昇が続き、2008年には0.352になった。都市内格差拡大の要因として考えられるものは、経済活動の活発化にともなう就業者の所得格差（≒賃金格差）拡大、および「農民工」の増加である。
- ④ 国家の制度によって格差が増幅されている。その第一が「戸籍制度」であり、第二が社会保障制度の格差である。「戸籍制度」により農村戸籍保有者の都市への移動が制約され、都市へ出稼ぎ移動した「農民工」も賃金・労働条件・社会保障などすべての面で差別を受けている。また、都市と農村間には、医療給付および医療保険の格差、年金格差などの社会保障格差が存在し、所得格差を増幅する結果を生んでいる。

ただ、上記の原因だけでは、中国の格差拡大が他のアジア諸国をしのぐまでに至った根拠に今一つ乏しい。中国特有の事情が、これ以外に存在すると考えられ、本年度の研究報告においては、それらを究明していくこととする。

第1章で要点を紹介する「2011年の全人代および2013年の全人代・政府活動報告」によれば、中国の所得格差の拡大・二次産業中心の不合理的な産業構造・農村問題・発展の不均衡など、経済社会の諸問題を、中国政府自身がしっかりと把握していることがわかる。それにも拘わらず、格差拡大が止まらない中国特有の事情は何であるのか、順を追って見ていくことにしたい。

第2章では「社会主義市場経済」という“中国資本主義”の特徴を整理し、利益集団化する官僚・党支配層が既得権益に執着する背景を考察する。

第3章においては、改革開放体制に移行したのち一旦は進んだ「国退民进」が鈍化して「国進民退」に転じ、国有経済による経済支配が確立した状況を整理する。国有経済主導経済のもとでは、民間活力は弱いままで、低所得層・失業者に与える就業機会は増えない。就業機会が増えなければ中所得層は増えず格差は是正されない。

さらに第4章では「国進民退」を引き起こした国・地方を上げての投資加熱、それによって引き起こされた「影の銀行」問題について触れるとともに、「国進民退」の行方について探る。

第5章では「国進民退」のもとで中国に定着した「混合市場経済」の中で何が起きたのかを整理し、「国富民窮」と社会の二極化が顕著となっていることに言及する。

第6章において、中国が“二つの罌”すなわち「中所得の罌」および「体制移行の罌」に直面していること、“二つの罌”の回避ないしは脱出が格差問題解決には不可欠であることを明らかにする。

第7章では、中国指導部が“二つの罌”にどう取り組もうとしているのか、リコノミクスなどの政策によって“二つの罌”を回避・脱出し格差問題を解決する可能性があるのかどうか、2013年11月に開催された3中全会の決定事項などをもとに考察する。

第1章 2011年の全人代および2013年の全人代・政府活動報告から推察する

2011年3月の全人代における温家宝首相の政府活動報告（別記1）で、経済社会の問題として、消費が弱く投資主導の経済になっていること、都市内・農村内ともに所得分配の格差がかなり大きいこと、産業構造が不合理で、経済成長が二次産業とりわけ重工業に依存していること、農業の基礎が依然脆弱であること、都市・農村発展が不協調で、所得格差が大きく依然縮まっていないこと、就業の総量圧力と構造的矛盾の併存、即ち大学卒業生の就職難が深刻化する一方で、出稼ぎ低賃金労働者の不足が沿海部で発生していること、依然として農村が余剰労働力を抱えていること、などが指摘されている。

さらに今年3月5日開幕の全人代・政府活動報告（別記2）において温家宝首相は、「発展の不均衡・不調和・持続不可能という問題が依然際立ち、科学的発展を妨げる体制上・仕組み上の障害が多い」と指摘し、2013年の全般的計画として「内需拡大を長期的戦略方針とし、産業構造の調整を加速すること、民生の保障と改善を優先位置に据えること、所得分配の格差を縮小し、発展の成果がより公平に行き渡るようにすること」などを挙げている。

別記1 2011年3月全人代・温家宝首相「政府活動報告」>「第11次5か年計画の総括」>“経済社会の問題”

（1）科学的発展を制約する体制メカニズムの障害が依然多いこと…①資源・環境の制約が強まっていること、②投資と消費の関係がアンバランスで、消費が弱く投資主導の経済になっていること、③都市内・農村内ともに所得分配の格差がかなり大きいこと、④科学技術のイノベーション能力が弱いこと、⑤産業構造が不合理で、経済成長が二次産業、とりわけ重工業に依存していること、⑥農業の基礎が依然脆弱であること、⑦都市・農村発展が不協調で、所得格差が大きく、依然縮まっていないこと、⑧就業の総量圧力と構造的矛盾の併存、即ち、大学卒業生の就職難が深刻化する一方で、出稼ぎ低賃金労働者の不足が沿海部で発生していること、依然として農村が余剰労働力を抱えていること。

(2) 第 11 次 5 か年計画の未達成指標があること…①付加価値と就業におけるサービス産業の比重、②研究・試験開発経費支出の対 GDP 比率

(3) 一部の大衆が強い不満を抱く問題が根本的解決を見ていないこと…①教育・医療資源の総量が不足し、分布が不均衡であること、②物価上昇圧力が増大し、一部都市の住宅価格の上昇率が高すぎることに、③違法な土地収用などが引き起こす社会的矛盾が増大していること¹、④食品の安全問題が際立つこと、⑤一部の分野で腐敗現象が深刻であること。

(出所) 田中修『2011～2015 年の中国経済[第 12 次 5 か年計画を読む]』蒼蒼社 2011 年

別記 2 2013 年 3 月 5 日開幕全人代・温家宝首相「政府活動報告」要旨

「過去 5 年間の回顧」国内総生産は世界 2 位に躍進。初の空母「遼寧」就役。一方、発展の不均衡・不調和・持続不可能という問題が依然際立つ。科学的発展を妨げる体制上・仕組み上の障害多く、腐敗が多発している分野がある。

「2013 年の全般的計画・経済」安定を保ちながら発展を求め。経済成長率目標 7.5% 前後²、物価上昇率 3.5% 前後。都市部新規雇用者 900 万人以上、失業率 4.6% 以内とする。内需拡大を長期的戦略方針とし、産業構造の調整を加速する。

「環境対策³」資源節約・環境保護という基本国策を堅持する。経済構造の調整や環境関連の法制度充実を急ぎ、大気・水・土壌などの汚染問題を解決する⁴。

「海洋」海洋の総合的管理を強化し、海洋経済を発展させ、国家の海洋権益を守る。

「国民生活」民生の保障と改善を優先位置に据える。方策を尽くして雇用を創出し、企業定年退職者の基本養老年金を 10% 引き上げる。計画出産の基本国策を堅持する⁵。社会管理の強化と刷新に取り組む。食品と医薬品の安全に対する監督管理体制を改革し、充実さ

¹ 財源不足に悩む末端地方政府が、農民からタダ同然で取り上げた土地をディベロッパーに転売して財政資金を確保する動きがあり、これにより土地を失った農民が累計で数千万人に上ると言われている（田中『2011～2015 年の中国経済[第 12 次 5 か年計画を読む]』p 139）。

² 胡錦濤・温家宝体制の 2003～12 年の年平均成長率 10.5%、12 年だけでは輸出原則などで 7.8% と 13 年ぶりに 8% 割れ。13 年について中国政府は、資源価格上昇・環境対策などの負担を考慮し現状に見合った 7.5% を掲げた。（読売新聞 2013 年 3 月 6 日）

³ 北京市では今年 1 月、大気汚染対策として、日系を含む 103 の工場が一時操業停止。北京市は環境対策が遅れた企業への罰則も検討中で企業の環境コストは上昇する見通し。大気汚染が中国 GDP を 1.2% 押し下げるとの試算もある。（読売新聞 2013 年 3 月 6 日）

⁴ 大気汚染の主原因のひとつは先進国に劣るガソリンの品質。中国紙によると、品質改善を促す規制強化に抵抗してきたのは、追加設備投資を求められる石油業界を支配する国有企業 3 社。北京の知識人の話によると「あらゆる分野に既得権益層がはびこり、利権を手放そうとしない。最たるものが党だ」（読売新聞 2013 年 3 月 6 日）

⁵ 2 月 22 日国家統計局発表のデータによると、増え続けていた労働人口（15～59 歳）が 2012 年は前年比 345 万人減少。「一人っ子政策」による少子化傾向も加わり労働人口の減少は続き、労働力不足を招くのみならず、少子高齢化拡大に伴う社会保障の負担増が見込まれる。（読売新聞 2013 年 3 月 6 日）

せる。

「改革開放・行財政改革」改革開放は国の発展・進歩の根本的原動力である。金利と為替レートの市場化改革を着実に推進する。所得分配の格差を縮小し⁶、発展の成果がより公平に行き渡るようにする。法や世論による監督を堅持し、権力運用に対する規制・監督システムを健全化する。腐敗に反対する。

「国防」国防と軍隊の近代化を加速し、強固な国防と強大な軍隊を打ち立て、国家の主権・安全・領土保全を断固守り、わが国の平和的発展を保障する。

「台湾」兩岸関係の平和的発展に向けた政治・経済・文化・社会的基盤を固め深化させる。

「外交」引き続き平和的発展の道を歩み、独立自主の平和外交を堅持する。

(出所) 読売新聞 2013年3月6日

これら二つの報告から、2011年3月から2年経過した今も、中国が抱える課題が依然解決されていないことが分かる。これら報告から推察できることを列挙すると、次の通りとなる。

- ① 産業構造が依然として二次産業かつ重工業中心であり、国有企業が基幹産業をほとんど独占し(図表1)、さらに国有企業は売上高と利益の増加のみを目指して投資に走る。共産党と政府は、国有企業を通じて強力に経済を支配する体制⁷を構築している。共産党の支配体制が壁となり、民営企業の市場参入、シェア拡大は容易ではなく、重工業以外の内需型、消費財型産業が育たない、イノベーションが進まない状態になっている⇒90年代に進んだ民有経済拡大の動き「国退民进」⁸が2000年代に入って頓挫し「国進民退」⁹に陥っている。
- ② 「国進民退」のために、国有企業の幹部と中高級社員が所得分配を独占し、より広い層への所得分配が進まない構造になっている⇒都市農村間格差、沿岸内陸間格差だけでなく、都市内における格差が拡大している(図表2)。
- ③ 民営企業が育たないため、ホワイトカラーの就業チャンスが拡大せず、大卒者の就職難が深刻化し、いわゆる「蟻族¹⁰」発生の原因となっている。

⁶ 中国政府は、格差是正に向けて最低賃金の基準を年13%以上引き上げ、最低生活保障の受給者などへの補助も増やす方針。(読売新聞2013年3月6日)

⁷ 日経新聞2013年4月5日国際面「中国 新たな経済改革／党の支配体制が厚い壁」

⁸ 「国退民进」が90年代に進んだのは、この時期が計画経済から市場経済の移行期で、政府・国有企業ともに財政的余裕がなく、経済成長を促す投資を推進するには民営企業の力を使わざるを得なかったためであると言われている(津上俊哉『中国台頭の終焉』日経新聞出版社2013年2月p70)。

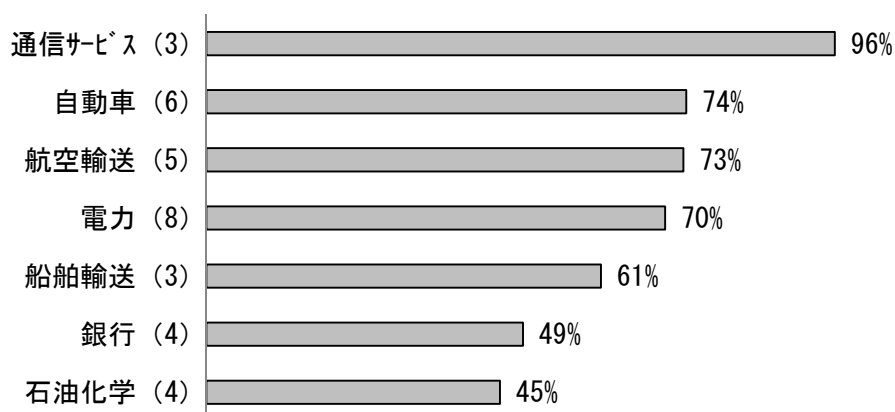
⁹ 市場経済化の動きが止まり、国有経済のウェイトが拡大に転じて民有経済が縮小する現象が、中国では「国進民退」と呼ばれている。中国国内では、「国進民退」の是非をめぐる大論争が繰り返されている模様である(加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫『21世紀の中国 経済篇』朝日選書2013年2月p35)。

¹⁰ 「蟻族」:90年代後半以降、教育改革により大学数と定員が大幅に増加し毎年6~7百万人の大量の大卒者が社会にあふれた結果、就職難で希望職種につけず低賃金で食いつなぐ若者が急増している。彼らは「蟻族(イーズウ)」と呼ばれ、都市近郊で劣悪な衣食住

- ④ その一方で、沿岸部企業（製造業）のブルーカラー求人意欲は強く、労働者不足になっている。
- ⑤ 戸籍制度・土地制度¹¹が足かせとなり、農村労働力の都市への移動がスムーズに進まないことが沿岸部の労働者不足に拍車をかけ、一方で農業の生産性低迷と農村経済の停滞につながっている。

以上の問題意識を出発点に次章以下で、格差問題解決を阻む中国固有の課題は何であるのか解明を試みたい。

図表1 国有トップ企業の市場シェア（2010年、7業種）



（ ）内は国有トップ企業数、銀行と航空輸送は2009年の数値

（出所）加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫『21世紀の中国 経済篇』朝日選書2013年2月 p 58、原出所は Andrew Szamosszegi and Cole Kyle, “An Analysis of State-owned Enterprises and State Capitalism in China”

環境で暮らしている模様で、北京だけで6万人、全国では数百万人に達すると言われている（梁過『現代中国「解体」新書』講談社現代新書2011年6月 p 120～122）

¹¹ 2007年10月物権法改正により、農民の土地使用権を下請け・交換・譲渡等の方法で処分することが可能になった。法改正の目的は地方政府による農地収用に歯止めをかけるためである。これにより農地流動化と農民の都市移動が進むかどうかは、戸籍制度改革が遅れているため不透明である（三浦有史『不安定化する中国』東洋経済2010年10月 p 244）。

図表2 20世紀末の中国階層化モデル

	主な職業	経済人口 中の%	概数 (百万人)
上等階層	中高級官僚、国有大型企業の正副責任者、国有独占企業の正副責任者、大中型私営企業家	1.5	12
上中等階層	高級知識人、中高層幹部、国有・省有企業の中高級管理要員、中型企業社長、大型企業高級管理要員、外資企業ホワイトカラー	3.2	25
中等階層	企業・事業体の専門技術要員、党政機関公務員、国有独占企業の普通職工、私営企業家・自営業者	13.3	104. ⁹⁹
中下等階層	農民階層、肉体労働者、農民工、労働者階層	68.0	540
下等階層	都市・農村の貧困人口、農村の無土地・無業、都市の待業者・失業者	14.0	110
経済人口総数		100.0	791. ⁹⁹

(出所) 毛里和子、加藤千洋、美根慶樹『21世紀の中国 政治・社会篇』朝日選書 2012年12月 p101、原出所は、楊継繩『中国当代社会階層分析』より

第2章 「社会主義市場経済」という“中国資本主義”の特徴

中国共産党・政府の公式見解では、中国は今日でも社会主義を放棄したのではなく、「中華人民共和国憲法」の前文に明記されている通り¹²、現在「社会主義の初級段階」にあり、来るべき高級段階に向けて生産力を高める段階にある、とされている。中国の国家運営は共産党の指導の下で行われることが国体の基本原則になっているが、経済政策においても共産党支配に基づく現在の国体をいかに安定的に維持するかが出発点になる¹³。しかしながら、経済システムとして見る限り、中国は既に計画経済を放棄しており、伝統的な意味での社会主義とは言えない。1993年以來中国が公式見解としている「社会主義市場経済システム」の三本柱は、①株式制度など現代的な企業制度の確立、②財政・金融政策を使った間接的マクロ・コントロールの確立、③全国統一した国内市場の育成、であり、この三本柱から見る

¹² 中華人民共和国憲法（1982年制定、88,93,99年改正）前文抜粋「中国の各民族人民は引き続き中国共産党の指導のもとに、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革、開放を堅持し、社会主義の諸制度を絶えず改善し、社会主義市場経済を發展させ…わが国を富強、民主、文明を備えた社会主義国家に築き上げていくであろう」（阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集[第四版]』有信堂高文社 2009年6月）

¹³ 柴田聡・長谷川貴弘『中国共産党の経済政策』講談社現代新書 2012年12月 p141

限り欧米や日本の資本主義との差異を見出すことは難しい。参考文献¹⁴の著者（加藤弘之氏）は、中国は改革開放後に、伝統的社会主義から市場経済への移行を進め、2000年前後に“市場移行”即ち、大部分の財・サービスが市場で取引され、私的所有が経済の主要部分を占める、という資本主義の基本的特徴を持つシステムへ移行した、と見ている。ただし、中国の経済システムが、先進資本主義国とは明らかに異なる特徴をもっていることも同時に指摘しており、参考文献著者は、そのおもな特徴として次の四つを挙げている。

（1）ルールなき激しい生存競争、（2）国有経済のウェイトが高い混合体制、（3）競争する地方政府と官僚、（4）利益集団化する官僚・党支配層。以下それぞれについて要約すると以下の通りとなる。

1. ルールなき激しい生存競争

中国経済の第一の特徴は、さまざまなレベルで自由市場資本主義を上回る激しい市場競争が存在することである。激しい市場競争は、先進資本主義においても経済システムにビルトインされているが、中国においてはルールが無いかルールが曖昧な環境で、異なる経済主体間の激烈な競争が展開されているのが特徴である。

参考文献では、携帯電話産業がその典型例として挙げられている。「山寨¹⁵」携帯と呼ばれる模倣携帯電話産業（知的所有権侵害の完全コピー品、極似ブランド名使用の模倣品など）が2000年代に急成長を遂げ、2007年には1億5千万台が生産（うち半分弱は発展途上国へ輸出）されるに至った模様である。「山寨」携帯以外にも、違法でも売ればよしというルールなしの競争社会が中国には無数に存在する、と言う¹⁶。こうしたなかから数多くの民営企業が生まれ成長してきたことが、中国経済の強みの一つであると同時に問題点の一つでもある。

私見であるが、ルールなしの競争社会が中国経済でまかり通っている原因には、激動の中国史のなかで長い間に培われた中国庶民の国民性、ルール順守より自らの生き残りを優先するという国民性があるのではなかろうか。海賊版商品・ニセモノ商品が横行しているのは周知の事実であるし、経済事象ではないが、都市部において人々が交通信号をほとんど無視しているのも事実である。さらに、国有企業および国有支配企業の力が強い市場において民営企業が生き残るために、ルールを無視してでも競争に勝つとしないと民営企業の経営者が考えても、それは無理からぬことと言えるかもしれない。

2. 国有経済のウェイトが高い混合体制

第二の特徴は国有経済のウェイトが高い混合体制（国有と民有の併存）が存在することである。国有経済とは、国100%所有の国有企業と国が支配的株式を保有する国有支配企

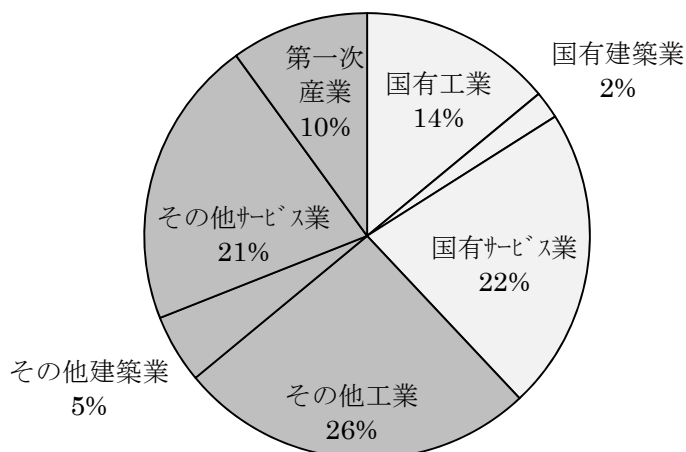
¹⁴ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p17

¹⁵ 山寨：山賊の棲家の意味

¹⁶ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p19～20

業を合わせたものである。図表 3 は 2009 年の GDP に占める国有経済の割合を示したもので、国有工業・国有建築業・国有サービス業を合算すると 38%と、相当に大きい。

図表 3 GDP に占める国有経済（国有企業+国有支配企業）シェア



（出所）加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p21。『中国統計年鑑』2010年版をもとに同書の著者が推計作成。推計方法は、①第一次産業に国有企業は存在しないと仮定、②工業のシェアは、国家統計局の「国有企業および国有支配企業」の割合を使用、③建築業・サービス業シェアは、国家統計局データをもとに国有経済の付加価値額シェアを推計。

国有経済のウェイトの大小だけでなく、民有経済を含め経済全体への政府介入度合いが大きいことも中国の特徴である。このことは、中国共産党の経済運営が現在の国体を安定的に維持することを主眼とし、企業の具体的活動についても国家運営上の観点から国が指導できる体制になっていることから説明ができる。OECD が計測した、政府の経済活動関与度を示す指標によると（図表 4）、中国の指数はロシアより若干ましかが先進諸国を大きく上回り、政府の関与度が格段に高いことが分かる。

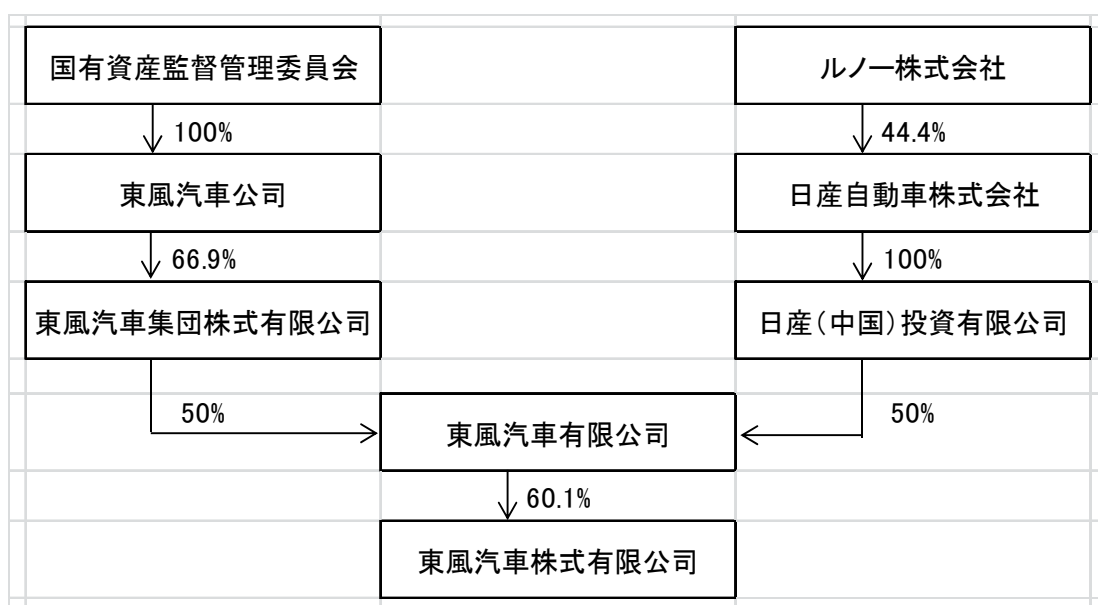
国有経済のうち国有支配企業のなかには、外資との合弁企業も数多くあり、これらも国有経済に含まれる。自動車産業の「一汽トヨタ」「広州ホンダ」「東風ニッサン」「上海 VW」などであり、その所有構造を「東風ニッサン」（正式名称は東風汽車株式会社）を例にとって示すと図表 5 の通り複雑な構造になっている。所有構造の複雑さは、経営に対する国の介入が国有企業に比べ限定的であることを示唆し、実質的に民営企業と異なる企業が国有経済の中に含まれているともいえる。

図表 4 政府の経済活動関与度を示す指標

政府の関与	中国	ロシア	OECD 平均	米国
ビジネス活動への関与	3.94	4.50	1.15	0.90
指令と規制の利用	3.50	4.00	1.52	1.30
価格コントロール	4.38	5.00	0.78	0.50

(出所) 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』p21 原出所は OECD : *Economic Surveys :China 2010*、指数 (1~10) は低い方が、規制が少ない。

図表 5 国有企業の所有構造例 (東風汽車)



(出所) 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』p25 原出所は「東風汽車股分有限公司 2008 年 度報告」

大別すると、中国には三つのタイプの市場が存在し、第一のタイプは民営企業の参入が認められず国有企業が独占・寡占市場を形成している電力・石油などの市場である。第二は国有と民営が併存している競争市場で、自動車・鉄鋼・建築・石炭などが含まれる。第三は、国有企業が存在せず民営企業のみが競争する市場である。この三つのうち、最も多いのが第二の国有・民営併存の競争市場である。

中国の混合経済が発展した背景には外資が果たした役割があると言える。閉鎖的な市場で国有企業と中国資本のみの民営企業が競争しても、民営企業に勝ち目がなく、現在の混合経済は形成されなかったであろう。多数の外資企業を誘致し¹⁷、技術力と資本力を持つ外資が国有企業との合弁あるいは中国資本との合弁で中国市場に参入したことが、混合経

¹⁷ 改革開放経済が始まった 70 年代後半以降 2001 年 WTO 加盟までの間、外資には税制などで優遇措置を与えられていた。

済発展の原動力になった、と考えられる。混合経済市場体制の功罪、評価については次章以降で述べる。

3. 競争する地方政府と官僚

中国資本主義の第三の特徴として、参考文献著者が注目した点は、中国独自の中央—地方関係の下で、地方政府間で擬似的な成長競争が観察されることである¹⁸。地方政府間の成長競争は、政府官僚が成長志向的であり、彼らを成長志向に駆り立てるインセンティブ・メカニズムが官僚機構に隠されていることを意味する。競争に駆り立てるしくみは「昇進競争」モデルと呼ばれるもので、GDP 成長率といった明確な指標を事前に与えて官僚を競争させ、その勝利者を昇進させるしくみである¹⁹。参考文献著者が行った聞き取り調査では、市（広元市）が管轄するすべての県で GDP 成長率を競わせ成績が最悪の県長が更迭されるしくみを実施されていたという。このモデルのもとで、経済発展が速く市場化が進んだ地域の地方官僚が上級政府、さらには中央政府に入ることが想定されている。その結果、成長志向官僚が基本政策を実施するので、市場化と市場競争がいつそう促進されることとなる。

4. 利益集団化する官僚・党支配層

第四の特徴は、官僚・支配層がある種の利益集団を形成していることである。「昇進競争」が中国の地方政府・官僚間の成長競争の要因となっているが、市場競争を凌ぐ激しい競争に駆り立てる要因はそれだけでなく、官僚個人や集団の利益追求（汚職・収賄・親戚縁者への利益誘導など）も競争の重要な目的になっている、という。香港科技大学の Carsten A. Holtz は、「中国には 1 億元（16 億円）を超える財産を持つ富豪が 3220 人いるが、このうち 2932 人は共産党幹部の子弟である。もっとも重要な五つの工業部門、金融、外国貿易、不動産開発、大型建設プロジェクト、および国家安全にかかわる部門において、85～90%の核心的ポストは共産党幹部の子弟の手にある」と指摘している²⁰。

中国国務院発展研究センターの呉敬蓮も、「権貴資本主義」と表現し、官僚と党の癒着構造を鋭く糾弾している。呉敬蓮は、市場経済化が不徹底であるため、「巨大な「レント空間」（市場を通じないで配分される資源で腐敗の温床）が存在する、2010 年を過ぎても政府と国有企業が国民経済の支配的地位を占めている理由は、旧来の国有経済体制“党・政・経が一体化した大企業”が存在し、それに依拠した利益関係が根強く残っているためである」と指摘する。

元新華社記者の楊氏は、「中国の現状は『権威政治に不完全な市場経済を加えたもの』であり『権力市場経済』に変質している、国有企業の高級幹部と政府官僚は相互に互換的で、

¹⁸ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 26

¹⁹ 加藤ほか『同上』p 27～28。

²⁰ 加藤ほか『同上』p 29

これらの互換的高級幹部の相当部分は、高級幹部の子弟あるいは密接な関係を持つ人である、したがって今日の国有企業は、『権貴階層のクラブ』であり、権貴者の『分利集団』である」と指摘する²¹。

利益集団化した官僚・支配層の存在は、腐敗・汚職の蔓延と深く結びついている。ドイツの非政府組織（Transparency International）が行った官僚腐敗・汚職の国際比較によれば、中国の腐敗認識指数（0～10、低いほど腐敗が激しい）は3.6ポイントで、183か国中良いほうから75番目であった（日本は8ポイントで14位）。1990年代後半期において、中国の腐敗がもたらした経済的損失がGDPの13.3～16.9%を占めていた、と推計されている²²。中国の場合、腐敗・汚職が激しく、経済的損失が大きいにもかかわらず、それが成長を妨げることなく、腐敗・汚職のなかで経済成長が進んだところに特徴がある。昇進競争による成長の利益が、腐敗・汚職によって失われる損失を大きく上回っているために、地方経済の高成長が持続したと言える。

ただし、貧富の格差拡大が続く中、腐敗・汚職によって個人的利益を得る官僚・党支配層に対する庶民の不満は急速に高まりつつある模様で、このままの状態が続けば、中国の経済・社会の不安定化は不可避となろう。

第3章 「国退民進」から「国進民退」へ

1. 「国退民進」の時代

計画経済時代、国有企業は経済を担う唯一の主体として多くの資源が投入された。国有企業は「共和国の長男」と呼ばれ、国有経済の維持は社会主義国であり続ける“レゾンデートル”であると考えられてきた。その一方で、計画経済の行き詰まりが明らかになると、「国有企業改革」が不可欠であるとの考え方も強くなっていく。国有企業をめぐるこれら二つの考え方は対立、結論が出ないまま80年代後半に至り、高インフレーション²³と天安門事件（89年6月）の勃発に直面する。経済は深刻な打撃を受けたが、1992年の鄧小平の「南巡講話」がこの混乱に一応の決着をつける。鄧小平は、「発展こそ一番重要な原則だ（発展才是硬道理）」と宣言し、社会主義の体制維持よりも、経済改革・経済発展を優先するよう促した。鄧小平の声明を受けて江沢民総書記（当時）が92年10月の党大会で社会主義市場経済の構築を報告、93年の3中全会で社会主義市場経済体制が承認され発足する。

この路線のなかで、民営企業の参入が広い分野で認められるようになると、国有企業は、その非効率で硬直的な企業システムが災いし、市場競争に敗れて赤字に陥る企業が出た。国有企業を保護する声もあったが、朱鎔基首相は国有企業改革を断行、「改制」と呼ばれる国有企業の「企業化」を行った。「改制」は、それまで政府が無限に責任を負っていた国有企

²¹ 加藤ほか『同上』p 30

²² 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 30

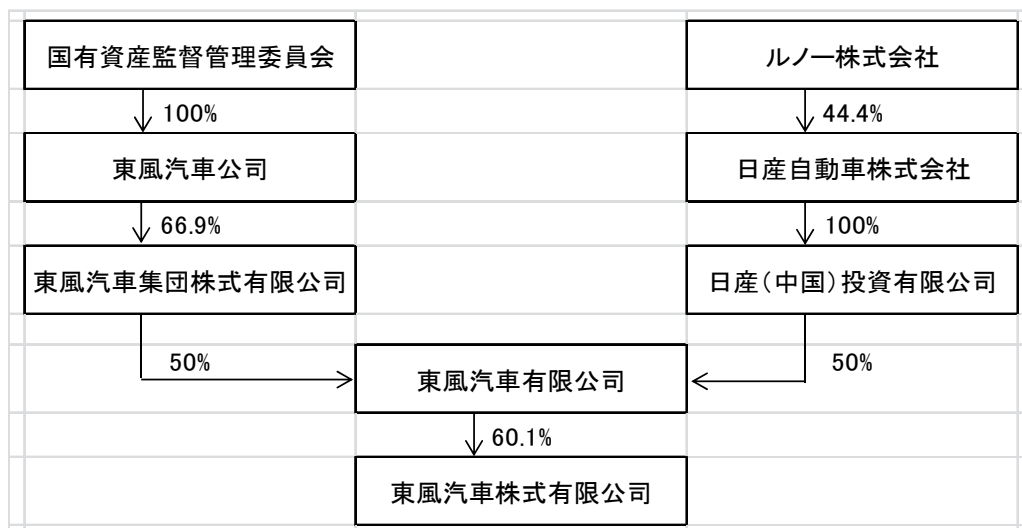
²³ 88年、89年の小売価格上昇率は10%台後半に達した。

業について、出資者を確定し出資者の責任を有限とする改革である。また、国有企業が「ゆりかごから墓場まで」丸抱えしていた従業員も、一定の補償金を払えば解雇できるようにした。さらに、「抓大放小」というスローガンのもと、規模の小さい国有企業は「改制」後一旦政府が握った株式を売り出す民営化を進めた。

1990 年末から始まった「改制」の波は、規模の大小を問わず中国全土の国有企業に及んだ。これにより、国家が国有企業の全てを占有する体制が開放され、企業の所有権および資本構造が確定することとなった。この過程でいくつかの制度的制約が加えられ、国の持分株式は「非流通株」として売買譲渡に政府の認可を要することとしたが、広い範囲の一般投資家が購入できる株式は「流通株」と呼ばれ、証券取引所に公開されることとなった。

多くの上場企業には最大支配権を持つ「集团公司」と呼ばれる持ち株会社が存在し、この「集团公司」は中央・地方政府の支配下に置かれるピラミッド型の所有構造が形成された(図表 5)。

図表 5 国有企業の所有構造例 (東風汽車) <再掲>



(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p25 原出所は「東風汽車股分有限公司 2008 年度報告」

一方、経営が苦しく赤字に陥っている企業や、銀行債務が過大になっている企業では、「改制」時に銀行債務の整理も行われ、経営破綻する国有企業も出た模様である。破綻企業の再構築にあたっては、新たな出資や民営企業による買収が必要になり、民営企業に転換する例も各地で起きた。このような国有企業への国のかわりを限定していく一連の作業は「国退民进」と呼ばれた。

2. 対立する国有経済と民有経済－「国退民进」の動き鈍化・「国進民退」へ

2002年、胡錦濤体制が確立すると、「国退民进」の動きが鈍くなり始め、国有経済の管理と堅持を強調する動きが強くなった。胡錦濤体制成立直後から、“国有経済堅持”と“非公有制資本への開放”をめぐる動きがせめぎあいを続けるが、その主な動きは図表6のとおりである。2006年12月に出された「国有資産監督管理委員会の国有資本調整および国有企業再構築に関する指導意見」は、事実上の「国進民退」宣言であり、同年同月行われた「国有資産監督管理委員会」のプレスリリースでは、国有資本が絶対的支配権を保持する7つの産業、および相対的支配権を保持する9つの産業が宣言された（図表7）。この宣言は各産業の運営に影響を与えることとなり、「国有資産監督管理委員会」主導のもと、非公有企業奨励の動きは抑え込まれるようになった。

このように、国有経済の管理と堅持を強調する動きが強くなった背景には、「社会主義市場経済を発展させ…わが国を富強、民主、文明を備えた社会主義国家に築き上げていく」（中華人民共和国憲法前文より）ために、軍事関連産業はもちろん、エネルギー・鉄鋼・運輸を始めとする基幹産業は国家がその経営に深く関与すべきである、という表向きの方針に加え、利益集団化した官僚・党支配層が保有する利権を堅持する狙いがあるものと思われる。

図表6 国有堅持か、非公有資本(民)へ開放か、2002年以降のせめぎあい

年月	国有堅持	民へ開放	政策
2002年11月	△	△	党規約改正。民営資本家の入党認める。公有、非公有いずれを優先するかは曖昧のままに。
2003年4月	○		「国有資産監督管理委員会」設立。
2004年3月	△	△	憲法改正。党規約に合わせ、公有、非公有ともに奨励。
2005年2月		○	「非公有36条」通達。国有企業独占分野への民営企業参入および支援制度導入。
2005年4月	○		「国务院の2005年経済体制改革を深化するための意見」で、国有堅持を打ち出す。「国有資産管理体制改革」を提起、国有企業民営化の全面展開を否定。
2006年12月	○		「国有資産監督管理委員会の国有資本調整および国有企業再構築に関する指導意見」出る。事実上の「国進民退」宣言。
2006年12月	○		「国有資産監督管理委員会」プレスリリース。7つの絶対支配産業、9つの相対支配産業を発表。

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p48、49

図表 7 国有経済が支配すべき業種

	国有資本の位置づけ	業種
国有経済が絶対的な支配権を持つべき業種	7業種	①軍事工業、②石油および天然ガス等資源の開発、③電力網、④通信、⑤石炭、⑥旅客航空、⑦貨物航空
	国有資本が独占もしくは絶対的支配権を持つ	軍事工業、石油および天然ガス資源の開発、電力網、通信、石炭の中央企業 ^(注) は、国有資本が絶対支配を維持しなければいけない
	国有資本が絶対的支配権を持つ	以上の業種の子会社および旅客航空、貨物航空などの中央企業は、国有資本が絶対的支配を維持しなければいけない
	非公有資本の導入を認める	石油産業の販売などの川下部門、通信の入金サービスなどは、非公有制資本の導入を認める
国有経済が相対的な支配権をもつべき業種	9業種	①装置設備、②自動車、③電子・情報、④建築、⑤鋼鉄、⑥非鉄金属、⑦化学工業、⑧資源探索、⑨科学技術
	該当業種の中央企業は業界のトップ企業であり、国有資本が絶対的支配権を持つ	機械設備、自動車、電子 IT、建築、鋼鉄、非鉄金属
	国有資本が絶対的支配権を持つ	以上の業種において、業界全体に技術を開発、設計し、移転する能力のある中央企業

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p50、原出所は2006年12月国有資産監督管理委員会の記者会見プレスリリース。不明確な表記があるが、参考文献の記載のママとした。

(注) 中央企業：中央政府に所属する国有企業

3. 国有経済が占める支配的地位

「国進民退」の「国」とは、「国有経済」を指す。中国の企業類型は煩雑でなじみが薄いのので、概念を整理すると図表8のとおりである。

広義の国有企業は、会社法の適用を受けない「非公司制」の経済組織である“狭義の国有企業”に「国有独資企業」「国有連営企業」を加えたものと定義されている。このうち「国有連営企業」と「国有支配企業」の相違点は、参考文献の表記からは不明確である。また、国有経済と民有経済の中間に位置する「集団企業」とは如何なるものかも不明確である。やや不明確な部分はあるが、以上の概念整理に基づき、論述を進めたい。

図表 8 企業類型の概念整理

法人							その他 法人
企業法人							
国内企業							
公有企業					非公有企業 (民営企 業)	外資 企業	
国有企業および国有支配企業				集团 企業			
広義の国有企業			国有 支配企業				
狭義の 国有企業	国有 独資企業	国有 連営企業					
国有経済					民有経済		

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p53

(注1) 狭義の国有企業：元の全人民制所有企業（国営企業）で全資産が国家所有。会社法の適用を受けない「非公司制」

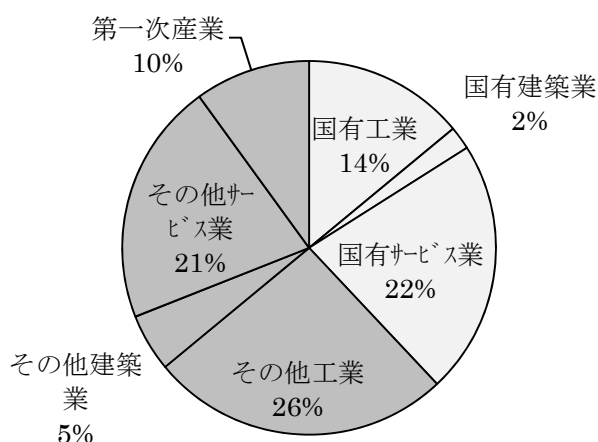
(注2) 国有独資企業：国が100%株式保有。

(注3) 国有連営企業：国とその他所有主体が株式を持ち合う。

(注4) 国有支配企業：混合所有形態のうち、企業の全資産に占める国有資産（株式）の割合がその他のいかなる所有者の割合より多い企業。

国有経済（広義の国有企業+国有支配企業）の生む付加価値がGDPに占めるシェアは、前回報告のとおり2009年において38%であった（図表3）。産業ごとに国有経済のシェアを見ると、工業が35.8%、建築業が29.5%、サービス業が51.6%であった。サービス業の国有経済シェアが最大であり、その理由は通信および運輸産業において国有経済が独占ないし高シェアを占めているためであると推察できる。さかのぼってGDPに占める国有経済シェアの推移を見ると、2004年が42.1%、2007年が39%であり、時系列的にはシェアが縮小している。

図表3 GDPに占める国有経済（国有企業＋国有支配企業）シェア <再掲>



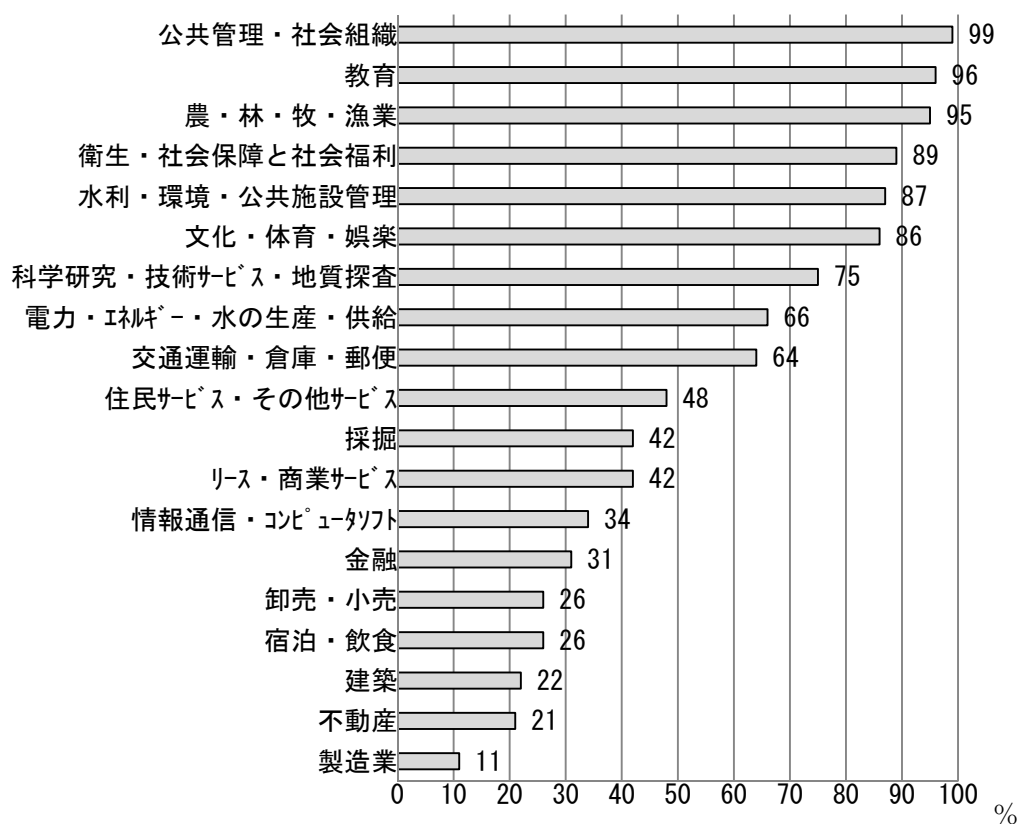
（出所）加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p21。『中国統計年鑑』2010年版をもとに同書の著者が推計作成。推計方法は、①第一次産業に国有企業は存在しないと仮定、②工業のシェアは、国家統計局の「国有企業および国有支配企業」の割合を使用、③建築業・サービス業シェアは、国家統計局データをもとに国有経済の付加価値額シェアを推計。

次に、雇用、付加価値額、保有固定資産などについて、国有企業²⁴が占めるシェアを産業別に確認する。図表9は都市雇用における国有企業のシェアを見たものである。「公共管理・社会組織」「教育」「衛生、社会保障と社会福祉」「水利・環境・公共施設管理」など公共サービスにかかわる産業においては、国有企業が圧倒的シェアを占める。そのほか、「農・林・牧・漁業」「文化・体育・娯楽」「科学研究・技術サービス・・・」「電力・エネルギー・水」「交通運輸・倉庫・郵便」も6割以上の雇用シェアを国有企業が握っている。これに対し、「製造業」「不動産」「建築」「卸売・小売」におけるシェアは10%から20%台と低い。ただし、これは『中国統計年鑑』に掲載された、都市雇用における国有企業のシェアの数値である。

図表10はOECDが調査した、工業部門における付加価値・固定資産・雇用の国有企業のシェアで、図表9とは様相をことにしている。「たばこ製造」「石油・天然ガス開発」「電力・熱供給」などの分野では国有企業シェアが三つとも80%を超えている。「石炭の採掘・選別」「石油加工」は付加価値額と固定資産において60%超のシェアを持ち、「輸送設備製造」は、固定資産シェアが50%を超え付加価値額シェアも50%に近い。「鉄の精錬・加工」「非鉄金属の採掘」「非鉄金属の精錬・加工」は、他産業比相対的にシェア低位であると言っても、30%台から40%のシェアを占めている。これらの産業は、「たばこ製造」「水の生産供給」を除けばすべて2006年12月に「国有資産監督管理委員会」が、“国有経済が支配すべき業種”に指定した産業である。

²⁴ データ制約上、国有支配企業を含まない国有企業のみ数字

図表 9 都市雇用における国有企業シェア（2010年、単位 %、国有支配企業含まず）



(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p56、原出所は『中国統計年鑑』2011年版

図表 10 工業部門における国有企業シェア（2007年、単位 %、国有支配企業含まず）

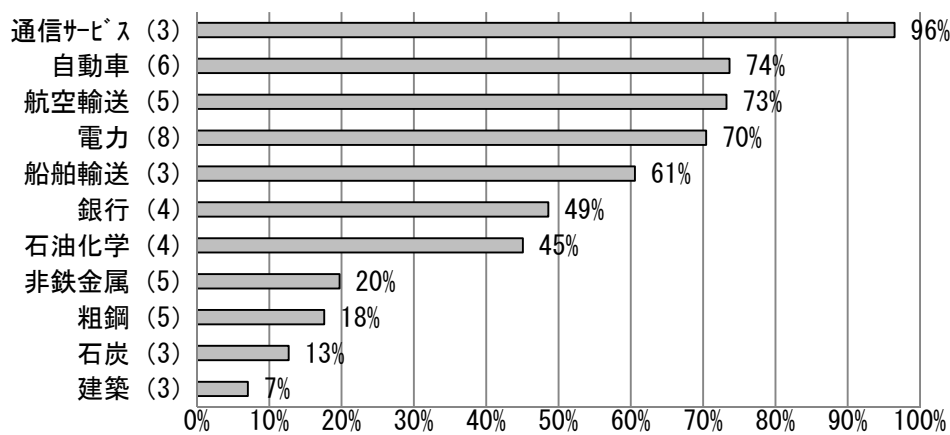
	付加価値額	固定資産	雇用
たばこ製造	99.8	99.2	95.5
石油・天然ガス開発	97.2	97.0	97.7
電力・熱供給	88.6	87.9	87.6
水の生産・供給	68.2	82.1	86.2
石炭の採掘・選別	66.5	80.8	70.0
石油加工	62.3	68.5	50.0
輸送設備製造	48.9	55.3	37.1
ガスの生産・供給	46.2	61.0	65.8
鉄の精錬・加工	45.4	61.2	43.9
非鉄金属の採掘	34.6	45.4	41.9
非鉄金属の精錬・加工	34.1	47.2	36.3

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p57、原出所は、OECD, *OECD Economic Surveys: China 2010*

さらに、『中国統計年鑑』の都市雇用シェアが平均 11%と低位の製造業についても、産業別に見ると国有企業のシェアが非常に高く独占的地位を占めている産業がある。図表 11 は、主要産業について、トップ国有企業（3 社～8 社）の市場シェアをみたものである。通信サービス、自動車、航空輸送、電力、船舶輸送、石油化学の各業界においては、トップ国有企業による寡占市場が形成されている。製造業以外でも、銀行部門ではトップ国有銀行 4 行（中国工商銀行・中国農業銀行・中国建設銀行・中国銀行）の総資産に占めるシェアは約 5 割に達する。そのほかの国有銀行（政策銀行、地方政府が所有する銀行、国が最大株主である商業銀行）を合わせると 72%強のシェアを占め、中央・地方政府が銀行部門をほぼ完全に抑えていると言える。銀行融資が国有経済に集中して民有経済に資金が十分供給されず、民営経済の成長が阻害されるひとつの原因になっていると見てよからう。

一方、非鉄金属、粗鋼、石炭、建築の各産業では、トップ国有企業のシェアは 20%以下である。ただし石炭産業はトップ国有企業のシェアは小さいものの、国有企業および国有支配企業のシェアは、図表には示されていないが約 6 割と過半を占めている。また、粗鋼についても、国有トップ 5 社のシェアは 2 割にも達しないが、全国の鉄鋼メーカーは現在約 800 社あり、その多くが地方政府傘下にあつて、国有支配企業の鉄鋼メーカーは相当数にのぼる模様である²⁵。

図表 11 国有トップ企業の市場シェア（2010 年）（11 業種）



（ ）内は国有トップ企業数、銀行と航空輸送は 2009 年の数値

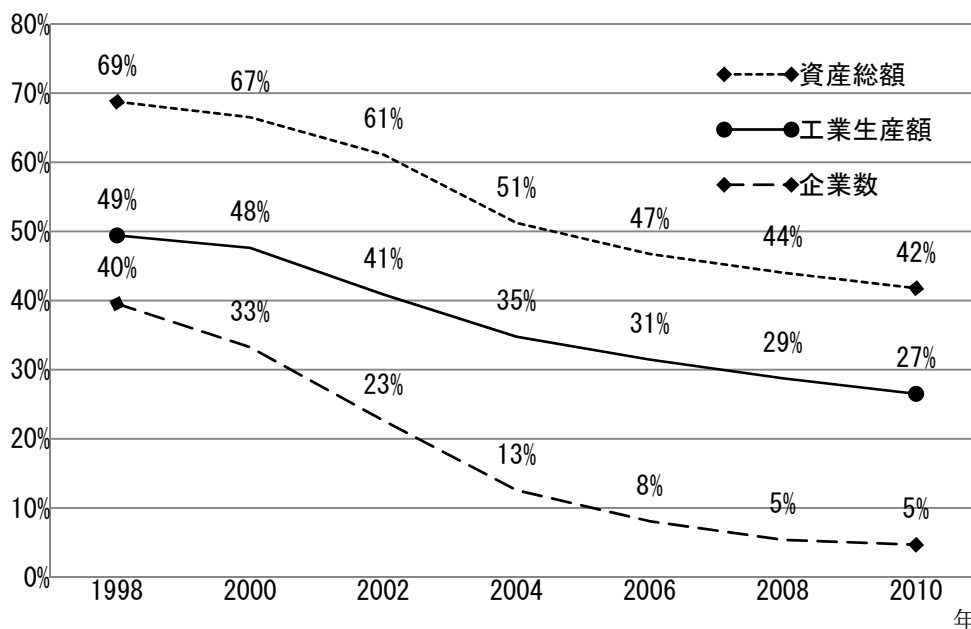
（出所）加藤弘之ほか『21 世紀の中国 経済篇』p 58、原出所は Andrew Szamosszegi and Cole Kyle, “An Analysis of State-owned Enterprises and State Capitalism in China”

²⁵ 中国の鉄鋼メーカーは 2000 年代半ば以降に設備増強に走ったため、その抱える生産能力は 9 億トン超と世界の粗鋼生産量の半分近くに達し、うち 2 億トン分は余剰となっている模様。地方政府傘下の鉄鋼メーカーの多くは雇用維持のため赤字覚悟で操業を続けており、生産された低価格鋼材のうち国内で消化しきれないものが東南アジア、欧州へ向かっている。中国発の鋼材価格の供給過剰と価格下落が国際問題になりつつある（日経新聞 2013 年 6 月 7 日）。

4. マクロレベルから見て「国進民退」は進んだか

マクロ数値において国有経済のウェイトが高まっているかどうかを検証する。図表 12 は、工業部門において国有経済が占める割合の時系列変化を、企業数、工業生産額、資産総額の 3 つの指標について見たものである。1998 年の時点で企業数 40%、生産額 49%、資産総額 69%であったが、2010 年にはそれぞれ 5%、27%、42%に減少しており、3 指標とも国有経済のウェイトは漸減傾向にある。国有経済のウェイトが高まることをもって「国進民退」の進行と考えるなら、これら数値から見るとマクロレベルでは「国進民退」は起きていないことになる。ただ、企業数は 40%から 5%へ大幅に縮小したが資産総額では 4 割強、工業生産額では 3 割近くを占有しており、依然として大きなウェイトを占めているとも言える。

図表 12 工業部門における国有経済シェアの変化



(出所) 加藤弘之ほか『21世紀の中国 経済篇』p 60 をもとに作成、原出所は『中国統計年鑑』各年版

さらに、産業分類をより細かくするとどうなるかを検証する。中分類の産業部門ごとに「国有企業および国有支配企業」の企業数と従業員数の、2004 年と 2008 年の比較を示したものが、図表 13 である。「国有企業および国有支配企業」の企業数は、4 年間に 42,779 社減少、従業員数は 318 千人減少している。減少幅が大きかった産業は、「製造業」と「卸・小売」の 2 つの産業で、合わせて「国有企業および国有支配企業」の企業数が 44,780 社減、従業員数が 3,028 千人減と大幅に減少している。2 つの産業の大幅減少を打ち消すように、企業数では「電力、ガス、水の生産・供給」「交通運輸、倉庫、郵便」「情報通信、コンピュ

ータソフト」「金融」「リース、商業サービス」の5業種が、それぞれ1,200社～2,200社強増加した。また従業員数においては、「金融」が85万人、「リース、商業サービス」が60万人増加、その他10業種において従業員が増加している。わずか4年間の間に「金融」と「リース、商業サービス」の2業種において「国有企業および国有支配企業」の企業数、従業員数ともに群を抜いて増加しており、中国政府の政策の一端が伺える。

図表13-2は、企業数と従業員数について、外資企業を除く国内企業総数に占める「国有企業および国有支配企業」の割合を見たものである。「国有企業および国有支配企業」の2008年時点における従業員数は4,384万人であり、国内企業の従業員数1億8,776万人の23.4%を占める。分母の国内企業従業員が4千万人以上も増加したため、2004年の30.8%に比べ、7.4ポイント低下している。中国の13億人の総人口のうち約半分の6億人が都市人口であり、国内企業の従業員数1億8千万人は都市人口の3割に相当する。その4分の1近くを国有経済の従業員44百万人が占めていることになり、比率は下がったとはいえ依然として大きい。

図表13 産業部門別の国有・国有支配企業数増減（企業数：社、従業員数：千人）

	2004年		2008年		4年間の増減	
	企業数	従業員数	企業数	従業員数	企業数	従業員数
総計	263,109	44,164	220,330	43,846	-42,779	-318
農・林・牧・漁業	800	1,045	717	1,456	-83	411
採掘	2,801	4,764	2,714	5,008	-87	244
製造業	41,202	12,986	32,364	11,033	-8,838	-1,953
電力、ガス、水の生産供給	8,003	2,906	10,245	3,000	2,242	94
建築	14,478	7,448	11,982	7,529	-2,496	81
交通運輸、倉庫、郵便	13,779	3,192	15,027	3,569	1,248	377
情報通信、コンピュータソフト	3,476	1,021	4,896	959	1,420	-62
卸売、小売	89,116	3,850	53,174	2,775	-35,942	-1,075
宿泊、飲食	15,706	1,128	10,983	896	-4,723	-232
金融	7,007	2,453	9,128	3,308	2,121	855
不動産	18,283	780	18,801	889	518	109
リース、商業サービス	21,294	1,175	23,200	1,773	1,906	598
科学研究、技術サービス、地質調査	12,750	734	13,291	913	541	179
水利、環境、公共施設管理	2,549	141	3,375	200	826	59
住民サービス、その他サービス	4,748	180	3,253	114	-1,495	-66

教育	1,277	56	1,466	47	189	-9
衛生、社会保障と福利	1,251	107	1,353	113	102	6
文化、体育、娯楽	4,589	199	4,361	265	-228	66

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 62,63、原出所は『中国経済普查年鑑』

図表 13-2 経済センサスにおける国有経済（国有企業+国有支配企業）の規模

	2004年		2008年	
	企業数 (社)	従業員数 (千人)	企業数 (社)	従業員数 (千人)
総数（国内企業+⑤+⑥）	3,249,342	166,930	4,959,671	218,894
国内企業	3,097,559	143,614	4,774,324	187,764
うち狭義の国有企業 ^{注1)} ①	178,751	24,088	142,937	22,022
国有連営企業 ^{注2)} ②	2,834	204	1,984	151
国有独資企業 ^{注3)} ③	9,725	4,894	10,648	4,575
国有支配企業 ^{注4)} ④	71,799	14,978	64,761	17,099
台湾・マカオ・香港企業⑤	74,327	11,870	83,657	14,452
外資企業⑥	77,456	11,446	101,690	16,678
国有企業+国有支配企業 ①+②+③+④	263,109	44,164	220,330	43,846
国有企業+国有支配企業／総数	8.1%	26.5%	4.4%	20.0%
国有企業+国有支配企業／国内企業	8.5%	30.8%	4.6%	23.4%

注1) 狭義の国有企業：元の全人民制所有企業（国営企業）で全資産が国家所有。

注2) 国有独資企業：国が100%株式保有。

注3) 国有連営企業：国とその他所有主体が株式を持ち合う。

注4) 国有支配企業：混合所有形態のうち、企業の全資産に占める国有資産（株式）の割合がその他のいかなる所有者の割合より多い企業。

(出所) 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 61

原資料は、国務院第1次・第2次全国経済普查領導小組弁公室編『中国経済普查年鑑』

図表 14 は、行政隸属別国有企業の企業数、従業員数、国有資産保有量（純資産額）の推移を見たものである。4年の間に国有資産保有量は、中央企業で1.7倍近く、地方企業で2倍強に増えた。企業数、従業員数は中央企業では増加したが、地方企業では減少している。

以上の数値から見ると、①国民経済全体としては、国有経済のシェアが増大するという意味での「国進民退」は起きていない、②特定産業においては国有経済が増強されている、③中央企業・地方企業別に見ると、中央企業が資産保有量・企業数・従業員数で増強されている

る、ことが確認できる。マクロ数値から見ればこの三点に集約されるが、「国進民退」とは、一党独裁体制のもと、中華人民共和国憲法に言う「富強、民主、文明を備えた社会主義国家に築き上げていく」ために、経済全体に対する政府の干渉を増大させ、合わせてマクロ・コントロールを強化することであり、マクロ数値からだけでなく政策面から見る必要がある。

図表 14 行政隸属別国有企業の企業数、従業員数、国有資産保有量（子会社、孫会社含む数値）

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	05-09 増減
中央企業	企業数（社）	22,239	22,582	22,889	23,592	25,408	3,169
	従業員数（万人）	1,710	1,696	1,732	1,702	1,713	3
	年末国有資産保有量（億元）	49,353	55,957	66,996	72,926	82,482	33,129
地方企業	企業数（社）	104,828	96,672	92,196	90,139	89,707	-15,121
	従業員数（万人）	2,223	2,079	2,006	1,971	1,981	-242
	年末国有資産保有量（億元）	36,878	41,668	49,205	58,903	74,677	37,799
総計	企業数（社）	127,067	119,254	115,085	113,731	115,115	-11,952
	従業員数（万人）	3,933	3,775	3,738	3,673	3,694	-239
	年末国有資産保有量（億元）	86,231	97,625	116,201	131,829	157,159	70,928

（注）中央企業：中央政府に所属する国有企業、地方企業：地方政府に所属する国有企業（出所）加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p65、原出所は『中国 国有資産監督管理年鑑』2010年版など

5. 政策面から「国進民退」は如何に進められたか

すでに述べたように、1990年代に江沢民－朱鎔基体制化で進められた国有企業改革の動きが2000年代に入って頓挫し、2003年に国有資産の増強を目的とした「国有資産監督管理委員会」が発足した。さらに2006年には国有企業が絶対的支配権を持つ7業種、相対的支配権を持つ9業種が指定され「国有経済の堅持」方針が明示された。

「国有経済の堅持」方針が確認されると相前後して、中国経済の成長に不可欠でありながら不足しているイノベーション能力の強化策が打ち出された。2006年には「2006－2020

年中長期科学技術発展要綱」が発表され、発展戦略の指導方針および、重点産業として情報技術・バイオ・先端製造技術・海洋技術・レーザー技術・宇宙技術・先進エネルギー技術・新材料の八分野が示された。第11次5カ年計画（2006～2010年）においては、研究開発費の対GDP比率1.3%（2005年）を2010年に2%に引き上げる計画が掲げられたが、結果として1.75%に留まっている。

2011年3月の全人代において温家宝首相（当時）は第11次5カ年計画を総括した中で、科学技術のイノベーション能力が弱く、コア技術が海外からの輸入頼みになっていることを指摘した²⁶。また胡錦濤総書記（当時）は第12次5カ年計画（2011～2015年）策定を前に、経済発展方式の転換加速の最大のカギは自主イノベーション能力の向上だと強調した²⁷。第12次5カ年計画では研究開発費の対GDP比率1.75%を2015年に2.2%に引き上げる計画になっている。このような政府の計画のもとで研究開発費は増加を続け、2010年の中国の研究開発費は1,790億ドル（購買力平価）に達し、金額の上では米国に次ぐ規模に達している（図表15）。ただし中国の購買力平価と為替レートとの乖離が大きいことため実力規模はこの半分強であろうと推定される²⁸。研究者数も米国に次いで多く、日本の倍近い人数を擁する（図表16）。さらに、中国の国際特許出願件数は2012年において米国・日本・ドイツに次いで第4位、18,627件になった。米国・日本とは大差があるが、ドイツとは僅差に迫っている。2010年に比べ51.5%増加しており、今後ドイツを抜いて世界3位になるのは時間の問題と思われる（図表17）。中国の第12次5カ年計画期間中の、経済社会発展主要指標のひとつに「人口1万人あたり特許保有量」が掲げられており、2010年の1.7件を2015年には3.3件に倍増させる目標になっている²⁹。目標達成のためには、5年間で208千件（13万×1.6）、毎年4万件の特許保有量増加が必要となる。

ただし、これら膨大な研究費と研究者投入、特許出願により自主イノベーションが強化されつつあるのかどうかは、極めて疑問である。上海の証券会社エコノミストは「中国には量を追及する国有企業のみが存在し、イノベーションがないことが、株式市場の上昇につながらない最大の理由になっている」指摘している（日経新聞電子版2013年3/15）。政府と党が組んだ国有企業中心の経済では、企業は量を追求することに狂奔し、国主導のイノベーション能力強化策では技術革新の芽が生まれにくい。さらに、中国では知的財産権の保護が不十分で、国有・民有を問わず中国企業が独自の技術を開発し商業化する動機付けが低いことが大きな問題であり、自主イノベーション強化の大きな障害になっている模様である³⁰。

²⁶ 田中『2011～2015年の中国経済』p134

²⁷ 田中『同上』p104

²⁸ OECDによる購買力平価（2010年）では1ドル=3.964元、同年の期中平均為替レート1米ドル=6.77元であり、購買力平価表示のドル建て研究費は、為替レートで換算した額に比べ、1.708倍過大表示されていることになる。（OECD：*PPPs and exchange rates*：http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE4 2013年7月1日参照）

²⁹ 田中『2011～2015年の中国経済[第12次5カ年計画を読む]』p156

³⁰ 日経新聞2013年6月20日「習体制の中国経済・知財権保護が独自技術を促す」

図表 15 主要国における研究費と対 GDP 比率

国名	研究費（購買力平価・億ドル）	対 GDP 比率（%）	年度
米国	4,016	2.90	2009
中国	(注) 1,790	1.77	2010
日本	1,626	3.67	2011
ドイツ	863	2.82	2010
韓国	532	3.74	2010
フランス	500	2.25	2010
イギリス	391	1.76	2010
ロシア	328	1.16	2010
カナダ	243	1.74	2011
イタリア	243	1.26	2010

(注) 中国は購買力平価と為替レートとの乖離が大きく、研究費の実力規模はこの半分強であろうと推定される。

(出所) 総務省統計局 HP>統計データ>平成 24 年科学技術研究調査>統計でみる日本の科学技術研究>統計でみる日本の科学技術研究 総括編 その 1 (13 年 6/27 参照)

<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/pamphlet/s-01.htm>

図表 16 主要国における研究者数（単位：千人）

国名	研究者数	国名	研究者数
米国	1,413	韓国	264
中国	1,211	イギリス	235
日本	656	フランス	234
ロシア	442	カナダ	146
ドイツ	327	イタリア	106

(注) 米国は 2007 年、フランス・カナダは 2009 年、その他は 2010 年の数字

(出所) 総務省統計局 HP>統計データ>世界の統計 (2013 年 6 月 28 日参照)

<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>

図表 17 特許の国際出願件数 国別上位ランキング

2012年順位	国名	2010年出願件数 (件)	2011年出願件数 (件)	2012年出願件数 推定 (件)	2012年全出願に対する 割合 (%)	2010-2012 増加率 (%)
1	米国	45,008	49,060	51,207	26.3	13.8
2	日本	32,150	38,874	43,660	22.5	35.8
3	ドイツ	17,568	18,851	18,855	9.7	7.3
4	中国	12,296	16,402	18,627	9.6	51.5
5	韓国	9,669	10,447	11,848	6.1	22.5
6	フランス	7,245	7,438	7,739	4.0	6.8
7	英国	4,891	4,848	4,895	2.5	0.1
8	スイス	3,728	4,009	4,194	2.2	12.5
9	オランダ	4,063	3,508	3,992	2.1	-1.7
10	スウェーデン	3,314	3,462	3,585	1.8	8.2

(出所) MEMORVA : 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、WIPO) 発表 特許の国際出願件数 国別ランキング (2011, 2012 年) (2013 年 7 月 19 日参照) http://memorva.jp/ranking/world/wipo_patent_pct_country_2011.php
http://memorva.jp/ranking/world/wipo_patent_pct_country_2012.php

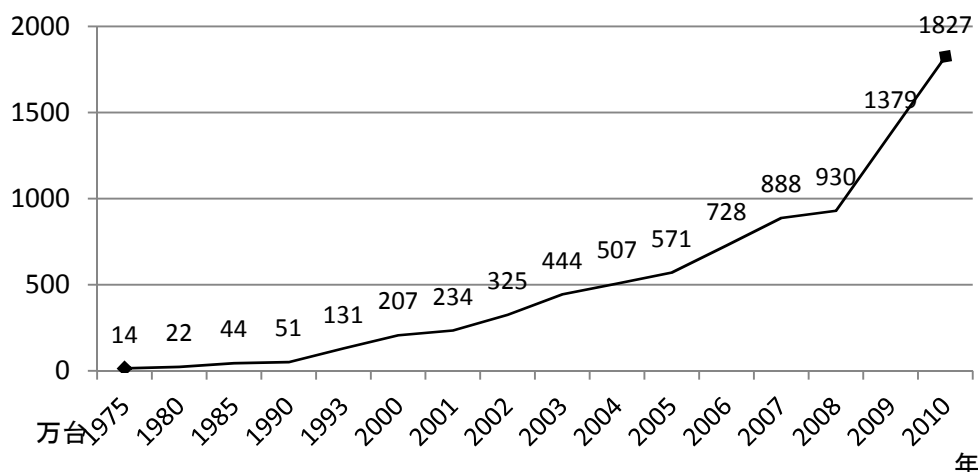
政府の経済干渉の強化の表れとして、政府の産業政策による企業集約化がある。市場経済化が進められた 1980 年代から 90 年代半ばまでは、政府のコントロールを外れた民間企業が経済発展を担ったが、94 年、政府は「90 年代国家産業政策要綱」を発表、産業部門ごとの産業政策の提起し産業発展をコントロールしようとした。90 年代に発表された政策は、自動車と水利のみであったが、自動車産業の例を要約すると次のとおりである。

1994 年に「自動車工業産業政策」が発表された。その主要内容は①自動車産業のグループ化・集約化を進める、②乗用車を自動車産業の中心に据える、③新規プロジェクトの認可基準を引き上げる、④外資の出資比率を 50%以下とし、研究開発機構を中国国内に設けさせる、⑤ノックダウンをみとめず、国産化比率上昇に応じて部品輸入関税を引き下げる、ことなどである³¹。この政策は、21 世紀に入るまでは国内需要がさほど伸びず自動車産業全体が低迷したことから、政府が意図したような成果を上げ得ず注目もされなかったが、21 世紀に入り国内需要が爆発的に上昇し生産台数が大幅に増加したことを背景として (図表 18)、2004 年に自動車産業政策が改定され、「新自動車産業発展政策」が発表された。主要内容は①国内市場シェア 15%以上の大手企業の体力強化奨励、弱小メーカーの淘汰容認、

³¹ 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』朝日選書 2013 年 p69

②完成車輸入関税引き下げ、③自主ブランド奨励、④省エネ型新技術車の開発促進、⑤新規参入条件引き上げ、などであり、国有大手企業の優位をさらに強化するものとなっている。自動車産業で国有大手企業による寡占市場が形成（図表 11、自動車産業の国有トップ企業 6 社のシェアは 74%に及ぶ）された主な原因のひとつは、政府の産業政策である。

図表 18 中国の自動車生産台数推移（万台）



（出所）1975～93 年は、東海銀行事業調査レポート／CORE「中国自動車産業の実態と成長力」1994 年 12 月。2000 年以降は、日本自動車工業会「JAMAGAZINE」2009 年 12 月号「中国自動車産業の現状とこれから」および日本自動車工業会／統計月報

<http://www.jama.or.jp/lib/jamagazine/200912/01.html>（2011 年 11 月 26 日参照）

http://www.jama.or.jp/stats/m_report/index.html（2011 年 11 月 26 日参照）

さらに政府干渉強化の一環として、インフラに傾斜した地域開発政策が提起された。2002 年の党大会を経て発足した胡錦濤・温家宝体制のもと、地域間格差拡大への対応策として、全国を四地域ブロックに分けそれぞれの地域発展のための戦略を定めた。「西部大開発の推進」「東北地区等の旧工業基地の振興」「中部地区の勃興促進」「東部地区の先行発展の奨励」の四つであり、東部を先進地域、西部・東北部・中部を相対的後進地域として振興の対象としたものである。「西部大開発」では、交通・水利・情報通信などのインフラ整備および環境保全に重点が置かれた。「東北振興」では設備が老朽化した重厚長大国有企業の改革を進め地域経済のリストラを図ることを課題とした。「中部の勃興促進」では、食糧生産基地建設、エネルギー・素材産業の基地建設、装備製造業（各種プラント・乗用車など）とハイテク産業の基地建設、交通運輸中枢の建設を重点課題とした。先進地域である東部地区では、比較優位を引き続き高めることを目標に、自主イノベーション能力の強化と産業構造の高度化、ハイテク産業等の受け入れによる外向型経済の高度化、資源の利用効率向上と環境保全強化による発展持続性向上などが課題となった。

以上のとおり、2002年以降中国は「国有経済の堅持方針」に加え、党と政府主導による技術振興政策、産業育成政策、地域開発政策により、国有企業を直接・間接に支援する施策を矢継ぎ早に実施した。これらの政策の結果どのような事態が生じたか、次節で見て行きたい。

第4章 「国進民退」の行方

1. 投資主導が引き起こした「国進民退」

前節で述べたごとく 21 世紀に入り、国有企業を直接・間接に支援する施策の一環としてインフラ建設に傾斜した地域開発政策が全国で進められた。相対的に発展が遅れた内陸地域においては大型建設プロジェクトへの傾斜がより鮮明となった。民営企業が少ない内陸部においては、政府の財政支援を受けた大型国有企業が、これらプロジェクトの実施主体となったのは当然の流れであった。この流れをマクロ数字で確認したものが図表 19 である。GDP に占める固定資本形成（公共投資＋民間設備投資）の比率が 2003～2008 年に 40%前後で推移、2010～2011 年には 45%強まで上昇しているが、この比率は、輸出・投資主導で高度成長を成し遂げた日本や韓国と比べても異常である³²。10 年間の成長が、著しく投資に傾斜したことが分かる。投資主導型成長実現のため、政府は税制や金利などさまざまな手段を駆使して国有企業のプロジェクト実施を促した。

さらに 2008 年のリーマンショックを契機に、投資主導型の経済成長は増幅される。2008 年 11 月、中国政府は 4 兆元の公共投資実現を提起した。その内訳は、①鉄道・道路などインフラ建設 1 兆 5,000 億元、②四川大地震復興 1 兆元、③住宅建設 4,000 億元、④自主イノベーション・構造調整 3,700 億元、⑤農村民生プロジェクト・インフラ建設 3,700 億元など、インフラと住宅建設に集中している。

図表 19 国内総支出に占める消費と投資の変化 (単位：%)

	2001 年	2003 年	2005 年	2007 年	2009 年	2011 年	01～11 年 増減ポイント
個人消費支出 ／国内総支出	45.3	42.2	38.9	36.1	35.4	35.4	-9.9
固定資本形成 ／国内総支出	34.6	39.2	39.6	39.0	44.9	45.7	11.1

(出所) ジェトロ > 中国 > 基礎的経済指標 http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/stat_01/

(2013 年 9 月 24 日参照) 原出所は国家統計局『中国統計年鑑』

³² 固定資本形成額対 GDP 比率が最も高かったのは、日本が 73 年の 36.4%、韓国が 91 年の 38.0%である。(『週刊エコノミスト』2013.9.17 “墜ちる中国” p28)

2. 地方政府の投資加熱による「国進民退」進行

国有地である農地の非農業転用と、土地使用権の供給販売を地方政府が一元的に管理する制度が確立したことを受けて、21世紀に入り地方政府による土地開発が増加していた。農村部住民は土地の使用権を地方政府以外に譲渡することは許されず、地方政府は住民から使用権を安く買い取り、開発業者に転売した。開発の主体となったのは、建設投資会社・投資開発会社・投資発展会社・国有資産運営会社などの名称の、地方政府が設立した会社あるいは仕組みであり、これらは「融資^{ピンダ}プラットフォーム」と総称される。地方政府の投資の原資は、農村の土地使用権の販売収益と土地を担保とした銀行融資であった。地方政府傘下の「融資プラットフォーム」は2010年末時点で全国に6,576社が存在し、これらの会社が抱える2010年末の債務残高は5兆元近く、地方政府債務残高の46%を占めると言われている³³。

こうした地方政府の土地開発が増加する状況下で、リーマンショックを契機に中央政府の公共投資増強政策が実行されると、これに便乗して、各地方政府が公共プロジェクトを次々と立ち上げたため、中国全土で土地担保のインフラ建設が急増した。こうした中央—地方の政策が、政府の経済干渉やマクロコントロールを強化する結果となり、「国進民退」を進行させる大きな要因になったと言える。

「国進民退」が、政府による経済政策のマクロコントロール強化だけでなく、中央政府傘下の国有企業、および地方政府傘下の「融資プラットフォーム」などを使って、政府がプレイヤーとして市場に参加する体制を指すとすれば、その弊害は大きい。地方間の経済成長競争に明け暮れる地方政府は、需要を無視した過剰な開発競争に走り、売れる目処もない不動産・住宅を作り続ける恐れがある。不動産開発が相次ぐ地方都市では建設したマンションが売れ残り、ゴーストタウン（鬼城）化したところもある模様である³⁴。開発プロジェクトのために地方政府が負う債務は、大部分が地方政府保有の土地を担保に銀行から借り入れたもので、開発プロジェクトが頓挫した場合返済が困難となって銀行融資は不良債権化することになる。

3. 「影の銀行」問題

開発競争の弊害は、地方政府向け銀行融資の不良債権化に止まらなくなっている。「影の銀行（シャドウバンキング）」問題である。「影の銀行（シャドウバンキング）」とは、規制の厳しい銀行を介さずに行う金融取引全を指し、中国では①貸出債権や債券を小口化した理財商品②企業同士が直接貸し借りする委託融資③ファンドなどを通じた金融取引を意味する³⁵。中国では、銀行の預金金利・貸出金利にそれぞれ基準金利を設定し、預金金利の上限を基準金利（現在3%）の1.1倍、貸出金利の下限を基準金利（現在6%）の0.7倍に規制している³⁶。銀行には一定の利ざやが確保されているため、高リスクの中小・新興企業に

³³ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 77

³⁴ 日経新聞 2013年7月5日「影の銀行中国揺るがす」

³⁵ 日経新聞 2013年6月21日「中国、金利上昇を容認／“影の銀行”対策」

³⁶ 日経新聞 2013年7月20日「中国、貸出金利の下限撤廃」

融資をせず、融資が大手国有企業に偏る原因となっている。預金者は、消費者物価指数を下回る利回りの実質マイナス金利の銀行預金よりも、5～10%以上の利回りを得られる理財商品や委託融資に走ることになる。市場原理が働かない硬直的な銀行システムに代わる形で中国の「影の銀行」は発展してきた。

リーマンショック後の2009～10年に中央政府は銀行融資の拡大を促したが、その後一転してインフレ抑制のため引き締めへ転じ、その一方で中央政府は国有企業と地方政府に投資増を求めた。このため銀行融資の不足を埋めるように「影の銀行」が急膨張し³⁷、「影の銀行」を通じて、企業や個人の大量のマネーが地方の不動産開発プロジェクトに流入した。流入先には地方政府傘下の「融資平台」が含まれていると言われている³⁸。中国では、地方政府の債務リスクが市場でも意識され始め、債務の膨張および「影の銀行（シャドウバンキング）」の膨張を放置すれば連鎖的な金融不安を招きかねず、金融制度の根幹を揺るがす問題になろうとしている³⁹。

4. 「国進民退」の行方

国有経済を発展させるために中央政府は、技術振興策、産業育成策、地方開発政策を実施し、大型国有企業を重視する政策を進めた。国有企業重視に注目すれば「国進民退」は中央政府が意図したものといえる。リーマンショック後の世界不況による輸出不振と消費不足を補うために、中央政府は公共投資を増加させたが、中央から地方に至る一連の公共投資の急膨張に注目すれば、「国進民退」は結果として出現した側面もある。この過程で「国進民退」は、各地方政府の投資加熱とそれに伴う「過剰債務・過剰投資」問題、「影の銀行」問題を招来した。「過剰債務・過剰投資」を今以上に膨張させずソフトランディングをさせることは、中国政府にとって喫緊の課題になってきている。また、格差拡大が止まらない最大の原因は、党と政府が国有企業・国有銀行を通じ経済を支配する「体制」であることもすでに述べた通りである。

その一方で、国有経済の発展＝「国進民退」が中国産業の国際競争力を高め、経済成長を促し、一人当たり国民所得を高めてきたことは否めない。米国の経済誌『フォーチュン』に毎年掲載される、世界の大企業500社のランキング⁴⁰「グローバル500」にランクインする中国企業の躍進ぶりは目覚ましく、2012年にランクインした中国企業は香港企業4社を含めて73社にのぼり、2013年には89社に躍進している（図表20）。「グローバル500」のトップ10社には中国企業が3社ランクインし⁴¹（2012、13年）、中国73社の売上高は「グロ

³⁷ 「影の銀行」の主な資金供給源「理財商品」の残高は13年3月末で8兆2千億元、3年余で8倍に膨張した（日経新聞2013年7月5日「影の銀行中国揺るがす」）。

³⁸ 日経新聞2013年6月21日「中国、金利上昇を容認／“影の銀行”対策」

³⁹ 日経新聞2013年7月5日「影の銀行中国揺るがす」

⁴⁰ ランク付け基準（2013 Global 500 注記）Companies are ranked by total revenues for their respective fiscal years ended on or before March 31, 2013.

⁴¹ Sinopec Group（中国石油化工集団）4位、China National Petroleum（中国石油天

ーバル 500」全体の 14%を占める（2012 年）。そして 2012 年にランクインした香港企業を除く 69 社のうち 64 社は中央・地方政府所管の国有企業である⁴²。具体的には、三大石油会社（中国石油・中国石油化工・中国海洋石油）、三大通信キャリア（中国移动・中国电信・中国聯合通信）、四大商業銀行（中国工商銀行・中国建設銀行・中国農業銀行・中国銀行）、二大送電網（国家电网・中国南方電網）、三大自動車メーカー（上海汽車・第一汽車・東風汽車）、三大鉄鋼メーカー（宝山鉄鋼・首都鋼鉄・武漢鋼鉄）などの基幹産業が含まれており、国務院に設けられた国有資産監督管理委員会が直接管理する中央企業が、ランク入り企業の 3分の2を占めている。

「国進民退」の行方は、短期的には、現在の「過剰債務・過剰投資」を収束させ、ソフトランディングさせるための構造改革、いわゆるリコノミクスにとって、国有経済の活用と民間活力の活用と、いずれがより有効と中国政府が考えているかにかかっているであろう。さらに長期的には、中国の国家指導者達が、中華人民共和国憲法に掲げる「富強、民主、文明を備えた社会主義国家」建設に、国有経済の堅持をどこまで続けるかにかかっていると見えよう。

リコノミクスの要点は、田中修氏によれば次の 4 点である（別記 3）。

1) 都市化推進により消費総量の増大、都市インフラ投資の伸び、サービス業発展による雇用拡大を目指す。真の都市化を進めるために「戸籍制度」を改革する。2) 政府機能を転換し民間活力を活用する。3) マクロコントロールにより安定成長・雇用を維持する。4) 改革の恩恵を全国民に還元する。改革とは財政予算制度改革・金利および為替市場化・サービス業開放・所得分配制度改革・社会保障制度改革・民間資本の金融等への参入など。

要するにリコノミクスは、今までの「国進民退」を見直すものと言ってよい。ただし、これらの実現には、国有企業はじめ既得権益層の強い抵抗が予想され、党の最高権力者・習総書記のバックアップがなければ実現は困難である。7 月までに、過剰生産力の調整に着手、鉄道事業の民間開放を打ち出すなど一部リコノミクスは動き出してはいるが未だ緒に就いたばかりである。

中国経済の課題を解決し、格差拡大を解決するには、「国進民退」を修正し、国有製造業による輸出と投資主導経済から、民営企業による国内消費産業主導の経済へ移行しなければならない。リコノミクスによってそれが実現できるのかどうか注視したい。

然気集団) 5 位、State Grid (国家电网) 7 位 (順位は 2013 年)。日本企業でトップ 10 にランクインしたのは、トヨタ自動車 1 社のみである。

⁴² 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』p 146～152

図表 20 世界の大企業ランキング「グローバル 500」の国別企業数 (単位：社)

	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
米国	176	170	162	153	140	139	133	132	132
中国	16	20	24	29	37	46	61	73	89
日本	81	70	67	64	68	71	68	68	62
フランス	39	38	38	39	40	39	35	32	31
ドイツ	37	35	37	37	39	37	34	32	29
英国	37	39	33	34	26	29	30	26	26
スイス	11	12	13	14	15	15	15	15	14
韓国	11	12	14	15	14	10	14	13	14
オランダ	14	14	14	13	12	13	12	12	11
カナダ	13	14	16	14	14	11	11	11	9

(出所) 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』 p 147 および *FORTUNE Global 500* (2013.9.27 参照) http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2013/full_list/

別記 3 リコノミクスとは (経済誌・新聞記事要約)

『週刊エコノミスト 2013. 9. 17』 p 30~32

リコノミクス (英バークレイズのエコノミストが名付け親) の柱は「景気減速容認」「経済のディレバレッジ (負債圧縮)」「構造改革」の 3 点で、最重要は「構造改革」である。中国政府は既に 7 月に、淘汰すべき生産能力を抱える 19 業種 1294 社の社名を公表し調整を開始する一方、環境産業育成・鉄道事業の民間開放などの政策を打ち出している。金融問題についても①先進的製造業への貸し出しを増やす、②生産能力過剰業種のプロジェクトへの新規貸出増加禁止、③三農・小型・零細企業への貸出増加、④金利自由化改革などを進める方針を 6 月に決めている。

日本経済新聞 2013 年 8 月 26 日・経済教室「李首相の改革、多くの困難」

日中産学官交流機構特別研究員 田中修

李首相が、就任記者会見 (3 月 17 日) および経済情勢座談会 (7 月 16 日) で明らかにした経済政策「リコノミクス」の要点は四つの柱に要約できる。

リコノミクスの第一の柱は「人を核心としたニュータイプの都市化の推進」である。経済が中成長に安定移行するには新たな成長エンジンが必要で、それが都市化である。農民が大量に都市住民化することにより、消費総量が増大し、都市インフラ整備が投資の安定的伸びを支え、サービス業発展により雇用が拡大する。「人を核心とした都市化」→戸籍制度を改革し出稼ぎ農民層に都市戸籍住民と対等な基本公共サービスを受させる“真の都市化”。「ニュータイプの都市化」→大都市・中小都市を合理的に配置、交通渋滞・環

境悪化・スラム化を回避しつつ農村振興とタイアップした都市化。ただし過剰不動産開発を回避しながら進めることは容易でない。

第二の柱は「政府機能転換」である。李首相は「①市場ができるものは多くを市場に開放する、②社会がよくできるのであれば、社会に引き渡す。③政府は管理しなければならないことをしっかり管理する」と述べているが、これは政府の役割限定であり、政府の簡素化・規制緩和推進・民間活力活用を意味し、80年代日本の中曽根改革に類似。当時の中曽根首相の行政改革には、経済界の強い後押しがあった。中国の経済界＝大型国有企業の集団は行革の対象そのもので、行革推進は経済界と対立することに。李首相の改革を後押しする勢力は、共産党しかない→習総書記の強い支持が必須。

第三の柱は「合理的区間内における経済安定の維持」。7月に李首相が明らかにした方針は、「マクロコントロールの主要目的は経済の大きな上下動を回避することにより、経済運営を合理的区間（範囲）に維持することにある。『下限』は安定成長・雇用の維持。

『上限』はインフレ防止である」というものである。李首相は明らかにしていないが、大方のエコノミストは、「上限」はインフレ率は3.5%、「下限」は第12次5カ年計画の平均成長率目標7%と判断している。ただ、現在中国が抱える生産能力過剰問題・地方政府の債務問題・影の銀行問題などのリスクを軽減しつつ、マクロ経済政策を柔軟に適時適切に発動することは簡単ではない。

第四の柱は「改革ボーナスの国民への還元」である。3月記者会見で李首相は「改革により生産力をさらに高め、改革の恩恵を全国民に行き渡らすことができる」と述べ、改革の内容として①財政・予算制度改革、②金利・為替レート市場化、③サービス業の開放、④所得分配制度改革、⑤社会保障制度改革、⑥民間資本の金融・エネルギー・鉄道分野への参入などを掲げている。李首相は、改革が既得権益に抵触する困難な段階に入ったことを認めつつ「国家の命運・民族の前途に関わる」として、改革を断固進める決意を示している。

リコノミクスの前途に困難は多く、その実現には共産党とりわけ習総書記のサポートが不可欠である。7月に行われた改革開放全面深化のための地方座談会で習総書記から、李首相とやや異なるトーンの発言、「改革を進めるにはまず調査研究が必要だ、経済制度の在り方については国有経済の発展活力を強めることも重要だ」との発言があった。習総書記の今後の動静がリコノミクスの成否を左右すると思われる。

日本経済新聞 2013年9月12日「中国、経済改革綱渡り／リコノミクス 成長確保の重圧」

中国・大連市で11日に開幕した「夏季ダボス会議」（各国政財界要人が集う国際経済会議）において、李首相は初日の基調講演で、「中国の経済成長は中高速に変わった」との表現で、安定成長を目指すことを強調した。あわせて「改革の大きな流れは後戻りしない」と、改革の堅持を強調し、安定成長、構造改革、改革推進を一体的に進める考えを示した。

ただ足元では、傷みを伴う改革を進めるためにも一定の成長確保が必要、との圧力にもさらされている。今年前半、李首相は景気減速が目立つ中で景気刺激に動かず、金融リスク抑制・過剰設備縮小など構造調整路線を鮮明にしたが、7月に入り国有企業や地方政府が悲鳴を上げ、鉄道などインフラ整備を加速するなど「微調整」に追い込まれた。改革推進の流れを堅持できるか、李首相は綱渡りの政策運営を迫られている。

李首相の発言骨子は次のとおり：①成長は「高速」から「中高速」に変わった、②内需拡大は最大の構造調整だ、③地方政府の債務問題はコントロールできる自信あり、④金融・石油・電力・鉄道・通信・資源開発・公共事業などの領域への民間参入を容易にし、様々な形態の企業が発展できる空間を提供する、⑤TTP（環太平洋経済連携協定）、TTIP（環太平洋貿易投資協定）に対し、開放と包容態度で臨む、⑥金利、為替の市場化を進め、人民元の資本取引自由化も徐々に推進する。

第5章 「混合市場経済」のなかで何が起きたのか

本章では、「国進民退」により国有経済が堅持・増強される「混合市場経済」のなかで、中国社会に何が起きていたのかを、参考文献⁴³によって整理したい。

1. 国有企業による強い独占と資源の浪費 —石油業界の例

国有経済による独占がもっとも如実に現れ、市民の経済生活に大きな影響を与えているのが石油加工産業である。石油製品の流通は、中国石油加工（Sinopec、フォーチュン・グローバル 500 第4位）、および中国石油天然気集団（China National Petroleum、同5位）の国有企業二社が独占しており、市場経済化が進むなか、二社は利潤を極大化するように生産量と価格を決めることが可能になった。国有二社は独占の果実として高収益であるにもかかわらず、税の優遇を受け有形無形の補助金⁴⁴を受け取っている。計画経済時代にはすべての利潤を国に上納しなければならなかったが、改革開放以降は税納付すれば上納の必要はなく、内部留保が可能になっている。その一方で、「油荒」と呼ばれる供給不足をしばしば引き起こし、需要に見合った石油製品を市場に供給する責任を果たしているとは言えない。さらに、大都市で大問題となっている大気汚染の元凶のひとつは中国石油加工が精製するガソリンの品質の悪さであると言われている⁴⁵。多額の利益と政府の補助金を使って精油設

⁴³ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p120～142、p 227～248、毛里ほか『21世紀の中国 政治・社会篇』p100～109、p 127～130 他

⁴⁴ 石油掘削にあたり支払う資源税が諸外国比非常に低い。また原油価格上昇理由などで多額の補助金を中央政府財政から受けており、中国石油加工は2005～08年にかけて純利益1,746億元を上げているにもかかわらず補助金727億元を受取り、中国石油天然気は2007～09年にかけて3,790億元の純利益をあげているにもかかわらず補助金192億元、税還付175億元を受け取った（加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p 124）。

⁴⁵ 『週刊東洋経済 2013. 8. 10-17号』p 45

備の改良更新をすべきところ、2012年の同社の精油関連設備投資はゼロであった⁴⁶。さらに、高利潤を反映して役員・従業員の給与は高額で⁴⁷、福利厚生も充実しているもようである。中国海洋石油有限公司の董事長が3390万元（約5億4千万円）の報酬を得ていたことは社会的な批判を浴びた⁴⁸。

このように国有企業二社が石油製品流通を独占するに至った原因は、公正な市場競争の結果ではなく、国家の政策として二社独占が許容されたためである。1999年に国務院弁公庁と傘下5部局が発布した「小型製油工場の整理整頓と原油および石油製品の流通秩序に関する意見」（38号文件）および2001年に発布した「さらに石油製品の市場秩序の整理と規範化することについての意見」（72号文件）によって、原油も石油精製品も国内流通は国有企業二社が独占することが規定されている。この政策は2005年に国務院が発布した民間資本導入政策「非公有36条」によって是正されるべきところ、2006年に一省庁にすぎない商務部から「石油製品市場管理弁法」が発布され、輸入・流通への民営企業参入を阻む高いハードルを設定したため、国有二社独占体制は維持されることとなっている。いわば国の政策により、自由な市場参入が阻止され、国有企業の独占体制・超過利潤・役員と従業員の高報酬が維持され、市場に適正価格で必要な製品を供給する役割が果たされないと言う、極めて非効率な効果が生じていると言えよう。

2. 民営企業参入を奨励したが競争条件不平等で淘汰 — 航空産業の例

部局のトップの判断で民間資本の参入が進められた例として、旅客航空産業がある。

中国の旅客航空産業はもともと政府の監督下におかれ、政府と企業が合体した主体が運営を担っていたが、1987年に中国国際航空はじめ六つの国有企業が国100%出資で発足した。2002年には国務院の「民間航空システム改革制度」に基づき、六つの旅客航空集团公司（中国航空集団、中国東方航空集団、中国南方航空集団のほか三つのサービス会社）が設立された。民営企業の参入は認められてはいたがハードルは高く、参入は困難であった。しかし2003年ごろから民用航空総局は大胆な民間資本導入を開始した。政府の要請に応じ民営企業側でも参入の検討を開始し、2004年5月に中国初の民間航空会社・春秋航空⁴⁹が設立された。2005年1月には「公共航空運輸企業経営許可規定」が、同年8月には「国内投資民用航空業規定」が施行され、民営企業参入の原則と実施細目が定められた。合わせて、国有三社および主要飛行場は国有資本が支配することを民用航空総局長が宣言し「公有制を

⁴⁶ 『同上』 p 45

⁴⁷ 2006年国有資産監督管理委員会発表の数字によると、高額利潤をあげた国有企業12社の平均賃金は国有企業全国平均の3~4倍に上る。（関志雄“中国経済新論：中国の産業と企業・国有企業は誰のものか” [http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/060728-](http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/060728-1sangyokigyo.htm)

1sangyokigyo.htm 2013年10月10日参照）

⁴⁸ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』 p 125

⁴⁹ 春秋航空の母体は、上海春秋国際旅行社。

堅持する」対象を限定して、その他は民間に開放する方式をとることを明らかにした。

この結果、2006年10月までに14社の民間航空会社が参入した。しかしながら、参入は自由化されたが、国有と民間に運営上の格差が残り、民間航空会社の経営は圧迫を受けることとなる。主要路線は国有3社がすでに独占していたこと、主要路線参入には安全運行経験3年以上の条件があったこと、資金調達能力に問題が発生すると運行させないことなど、民間企業に不利な競争条件が多く、破産や国有航空会社に買収される民間航空会社が相次いだ。さらに2007年の民用航空総局のトップ交代にともなって、民間企業参入方針は一転して後退し、新規の参入は認めず既参入会社の監督を強化する方針が2008年に打ち出されている。これらの結果2013年現在営業を続ける民間航空会社はわずか4社⁵⁰のみとなっている。

民間企業参入を奨励しても、国有企業の国100%出資という経営形態を変えず、国有企業優位の政策を維持し、国有と民間を平等に扱わないという恣意的政策では、民間企業の成長発展はない。航空産業はその代表的事例である。日本の国鉄および電電公社の分割民営化と同様の構造改革を、特定産業を独占する国有企業に対して断行できなければ、民間企業参入による経済の発展は望めない。その実行には、既得権益層の強力な抵抗を排除しつつ推進する力が必要だが、現在の中国の国家体制ではきわめて難しいと考えられる。

3. 市場原理が働かず企業乱立、国が強制集約するが効果薄—鉄鋼産業の例

中国の鉄鋼企業の数 は 1990年代までは1000社余で推移していたが、2000年代に入り2000社を超え、2009年には1万1000社を超えた⁵¹。鉄鋼需要の拡大を見越して民間資本と地方政府が、小型高炉で銑鉄を生産し電炉企業・分塊圧延企業に販売するビジネスに参入したことが参入企業増の主因である。小型高炉で銑鉄を生産する中小鉄鋼企業の参入乱立は、毛沢東政権下の「大躍進期」（1958～1960年）に全国で展開された「土法高炉⁵²」建設を連想させる。

多くの鉄鋼企業は地方に存在し、地方政府出資の公有企業では、実質的経営者の任免権・操業停止権・利潤の使途などは地方政府に帰属しているようである⁵³。また民間企業も、地

⁵⁰ 春秋航空、奥凱航空、吉祥航空、華夏航空（加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p130）

⁵¹ 中国の鉄鋼企業数については、日経新聞2013.6.7付の記事「中国の鉄鋼、止まらぬ膨張」では“計800社”とされ、『週刊東洋経済2013.7.13号』p20「経済失速でも止まらない中国鉄鋼増産の波紋」には“中国全土に600社以上あると言われる民間企業”という記載がある。参考文献・加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p132～138記載の企業数と大きな乖離があるが、差異の理由は不明。日経、東洋経済誌の数字には零細規模事業者がカウントされていないと考えざるを得ない。

⁵² 「大躍進期」に民衆を動員して小規模溶鋳炉（土法高炉）によって生産された鉄は低品質で役に立たず、膨大な量の資源と労働力が無為に費やされた。

⁵³ 柏木理佳「中国の鉄鋼産業の格差・構造問題」<http://www.kashiwagirika.com/1332>（2013/10/21参照）

方政府にとって貴重な税収減であり、雇用の受け皿でもある。民営企業の生産高増はその地方の経済成長に寄与する。中央政府が経済政策として生産抑制を掲げても、GDP 競争を強いられ、財政難にも苦しむ地方政府にそれを実行する余裕が乏しい。市場原理を無視した中小鉄鋼企業の参入・乱立・生産量拡大は、競争の激化と鉄鋼価格の低下をもたらし、老舗の国有大手鉄鋼企業⁵⁴にとっては脅威となってくる。国有大手企業のシェアは、参入企業増と生産量増に伴い 2000 年代に入り低下が続き、2000 年に 35%あったトップ 5 社のシェアは 2005 年には 20%近くまで低下した⁵⁵。

こうした状況下、中央政府は 2000 年代半ばから過剰設備、過剰生産を抑える政策を開始し、2005 年 7 月に「鉄鋼産業発展政策」を発布した。これは、国有鉄鋼企業を主軸に各地方が鉄鋼産業のグループ化を目指す政策である。この政策は、中央政府の政策に反するプロジェクトに対しては土地使用許可、企業登記、契約承認、融資、通関、生産許可、環境アセス評価、株式上場などを認めないという拘束力の強いものであった。この「鉄鋼産業発展政策」により、新規の設備投資は年産 800 万トン以上の大規模なものに限定され、小規模設備は廃棄が義務付けられた。さらに、買収先の資産を担保に銀行融資を受けて企業買収をするスキームが、鉄鋼産業再編について許可された。

「鉄鋼産業発展政策」が発布されたにも拘わらず 2005 年以降も、鉄鋼企業の参入乱立は止まらず企業数は増加を続け 2009 年には 1 万 1000 社を超えるに至った。ただ、大手鉄鋼企業については「鉄鋼産業発展政策」により国有企業を中心とする企業再編が進み、国有大手鉄鋼企業のシェアは 2009 年には 29%まで回復した⁵⁶。

強制力を持つ政策を掻い潜って、如何にして多数の鉄鋼企業が 2005 年以降も新規参入できたのか不明だが、中央政府の方針が不徹底に終わったことは否めない。粗鋼生産量は増加を続け、2008 年には 5 億トンを超え 2012 年には 7 億 1700 万トンに達し、世界の粗鋼生産量の半分近くが中国で生産される状況になっている（図表 21）。しかし中国で生産される鋼材は低品質で、中小鉄鋼企業が乱立し、過剰設備を抱え、過剰生産を続けるという状況は依然として変わっていない。2013 年に入っても粗鋼生産量は前年比 6%を超える伸びを続け、5 月の生産量は単月としては過去最高の 6,703 万トンを記録している。大手鉄鋼企業の在庫は今年初には過去最高を更新し、鋼材市況は悪化し 4 年ぶりの安値水準に近づいている模様である⁵⁷。大手鉄鋼企業は中央政府の指示に従い、生産量を抑え、新規設備の建設も先送りしている一方で、市況悪化で資金繰りに苦しむ中小鉄鋼企業は、2011 年以降には生産量を増やす動きを強めている（図表 22）。域内鉄鋼企業の存続と雇用確保を重視する地方政

⁵⁴ 国有大手鉄鋼企業：宝鋼集団（上海）、河北鋼鉄集団（石家庄）、首鋼集団（北京）、武鋼集団（武漢）、江蘇沙鋼集団（張家港）、鞍鋼集団（鞍山）が大手 6 社で、いずれもフォーチュン Global500 にランクされる企業。

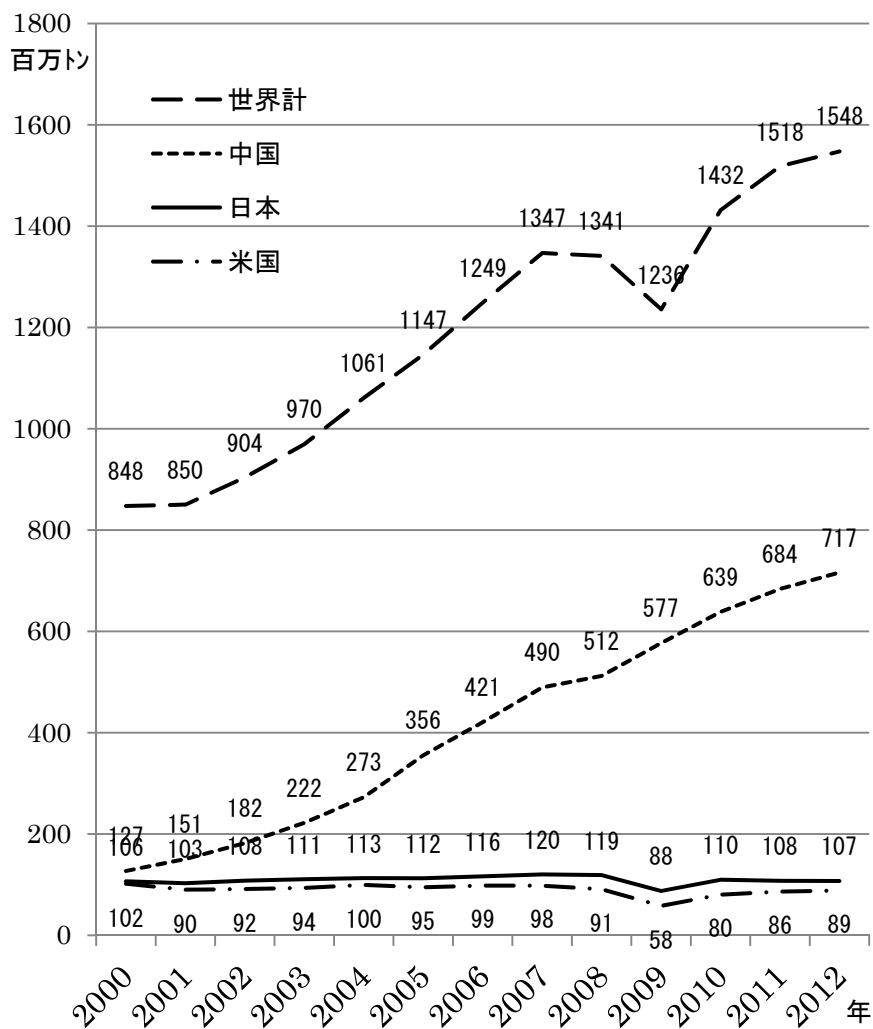
⁵⁵ 加藤ほか『21 世紀の中国 経済篇』 p 137

⁵⁶ 加藤ほか『同上』 p 137

⁵⁷ 『週刊東洋経済 2013.7.13 号』 p20 “経済失速でも止まらない中国鉄鋼増産の波紋”

府も、それを黙認せざるを得ないようである⁵⁸。

図表 21 中国・日本・米国の粗鋼生産量推移（単位百万トン）

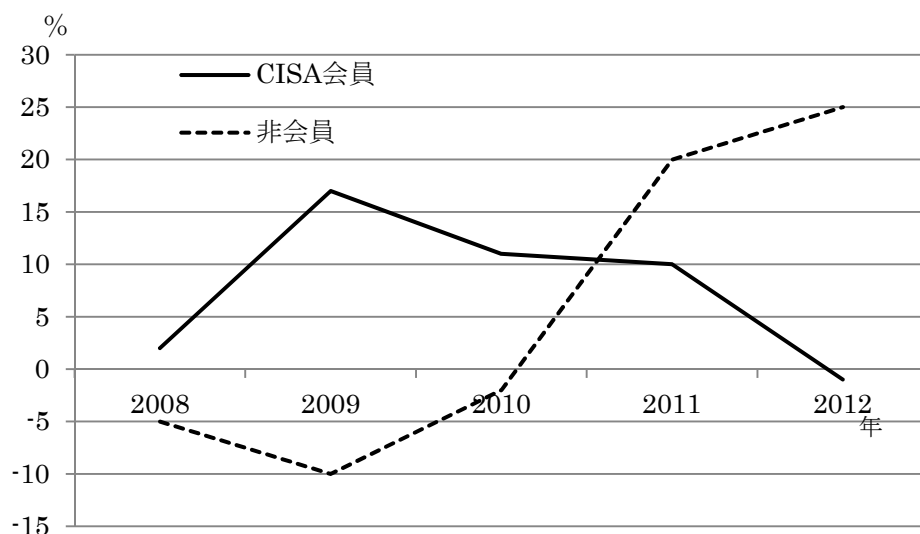


(出所) グローバルノート>粗鋼生産量 国別ランキング・推移

<http://www.globalnote.jp/post-1402.html> (2013年10月25日参照)

⁵⁸ 『同上』 p21

図表 22 CISA 会員企業（大手主体）と非会員企業（中小）の粗鋼生産量前年比伸び率



(出所)『週刊東洋経済 2013. 7. 13 号』－経済失速でも止まらない中国鉄鋼増産の波紋－ p 21 原出所は中国鋼鉄工業協会（CISA）

4. 鉄鋼産業の問題点

中小乱立、過剰設備、過剰生産が依然として解決できない鉄鋼産業には、「混合市場経済」の問題点が集約されていると言える。鉄鋼産業の問題点を整理すると次のとおりとなる。

第一に、市場原理が働いていないこと。計画経済を放棄し市場経済体制に移行したものの、中央政府は大手国有鉄鋼企業の存続と成長を第一目標に、直接鉄鋼産業を監督・管理しようとし、市場原理に委ねようとはしない。一方、地方政府は地域独自の鉄鋼業保有を希求して地域内の企業参入を促し、淘汰退出は回避する。倒産させると地域経済に打撃となり、地方公有企業の破綻は地方政府のロスになる。その結果、企業乱立状態が続き生産抑制ができない。中央・地方政府の意図によって設備投資も生産も決まり、需要と供給に基づく生産正常化ができない。さらに、中央政府は、大手国有企業中心に再編を図り設備投資と生産を抑えようとする一方で、地方政府は地域内企業の淘汰や減産は避けたいと望む。中央と地方の意図・方針は必ずしも一致せず、混乱を生むもとになっている。

第二に、技術力が不足していること。非効率で採算の悪い中小鉄鋼企業が7割を占めており、生産される鋼材は低品質の汎用品が中心である。自動車用鋼板や鋼管などの高級鋼材は輸入に依存せざるを得ない。一方で生産過剰の低品質鋼材は中国国内で消化しきれず、東南アジア、欧州へ大量に輸出され、2013年1～4月の輸出量は前年同期比で2割増加、EU、東南アジア諸国との間で国際問題になっている。

第三に、業績悪化している国有鉄鋼企業の問題。大手国有鉄鋼企業6社の12年度業績は

宝山鋼鉄⁵⁹をのぞき軒並み減益、2社は赤字となっている⁶⁰。大手国有鉄鋼企業には内陸型の旧型設備を抱えた老舗企業が多く、老朽設備の廃棄、企業再編、組織改革が急務となっている。国有大手の老朽設備は大気汚染の大きな原因になっており、その廃棄は過剰生産の解決のためのみならず、環境対策としても急務である。

第四に、地方中小鉄鋼企業の淘汰、破綻処理および設備廃棄の問題。設備過剰と生産過剰を進めるには中小の淘汰は必須だが、これを進めるには破綻ロスの処理を地方財政から分離するような手段が必要となる。

5. 「国富民窮」と社会の二極化

中国の経済システムは前節までに述べたとおり、公有・非公有の経済主体が混在する「混合市場経済」であり、2000年代半ばから強まった国進民退の波により、国主導の度合いが強まっている。その結果、国が富んで民が貧窮する「国富民窮」が鮮明となり、中国の国富の4分の3が広義の政府の手中にあるとされている⁶¹。利益集団化した官僚・党支配層は国有経済の増強と発展により高給を食み、それどころか収賄により懐を富ます輩さえ後を絶たない。経済成長は公共投資・大型建設プロジェクトへの依存度を強め、内需型産業が育たない。内需型産業として今後の経済成長の主役になるべき産業である電信・教育・医療なども、国と地方政府の独占が続いている⁶²。民業は圧迫され、民間企業家による新ビジネス・新市場の創出、新技術開発は進まず、民営企業の参入と発展が阻まれている。

このような経済システムのもと、官僚・党支配層、および国有・省有企業の幹部と社員などごく少数の人々が高所得を享受する一方、人口の大多数を占める農民・都市労働者・出稼ぎ農民工は低所得ないし貧困状態に据え置かれたままであり、民間消費の拡大を担うべき中間所得層がいまだ育っていない。格差拡大は止まらずジニ係数は上昇を続けているとされるが、ジニ係数のようなマクロ指標にとどまらず、社会階層が職業別にどうなっているのかが、中国格差社会の実像を知る上で重要である。

⁵⁹ 宝山鋼鉄集団は、日独の外国技術・設備を大胆に導入し、高級鋼板の生産が可能になっている（柏木「中国の鉄鋼産業の格差・構造問題」）。

⁶⁰ 『週刊東洋経済 2013.7.13』 p20

⁶¹ エール大学陳教授の2008年論文「私有化推進により経済構造転換を」によれば、総額116兆円と推定される中国の国富のうち国有土地56兆円、国有企業の資産価値32兆円、合わせて88兆円が政府の手にあり、民間の資産合計は28兆円に過ぎないという。中国経済の成長により「国有」土地の資源価値が急激に増大し、大手国有企業が次々に上場、政府は膨大な上場益を手にしたのである（津上俊哉『岐路に立つ中国』日経新聞出版社2011年2月p78）。

⁶² 津上『岐路に立つ中国』 p79

図表 2 20 世紀末の中国階層化モデル（再掲）

	主な職業	経済人口 中の比率 (%)	概数 (百万人)
上等階層	中高級官僚、国有大型企業の正副責任者、国有独占企業の正副責任者、大中型私営企業家	1.5	12
上中等階層	高級知識人、中高層幹部、国有・省有企業の中高級管理要員、中型企業社長、大型企業高級管理要員、外資企業ホワイトカラー	3.2	25
中等階層	企業・事業体の専門技術要員、党政機関公務員、国有独占企業の普通職工、私営企業家・自営業者	13.3	104. ⁹⁹
中下等階層	農民階層、肉体労働者、農民工、労働者階層	68.0	540
下等階層	都市・農村の貧困人口、農村の無土地・無業、都市の待業者・失業者	14.0	110
経済人口総数		100.0	791. ⁹⁹

（出所）毛里和子、加藤千洋、美根慶樹『21 世紀の中国 政治・社会篇』朝日選書 2012 年 12 月 p 101、原出所は、楊継繩『中国当代社会階層分析』より

図表 2 は、新華社記者だった楊継繩が行った調査と分析に基づく「20 世紀末の中国階層化モデル」である。職業別による、所得・権力・声望の 3 要素を組み合わせた階層分析で、8 億人近くの経済人口を上等階層から下等階層までの五つに分けている。中高級官僚および国有大型企業の責任者、大型私営企業経営者など、3 要素すべての面で優位に立つ上等階層は 1.5%を占めている。それに次ぐ国有・省有企業の管理職、中型私営企業経営者、大型企業の幹部社員、外資企業のホワイトカラーなど上中等階層は 3.2%で、上位 2 階層をあわせると、4.7%、37 百万人になる。彼らは中国における少数の勝ち組、恵まれた集団であるといえよう。

国有企業と民営企業との賃金格差は極めて大きい。中国誌『財経』ネット版によると、2011 年の中央国有企業およびその上場子会社従業員の年平均賃金は 10 万 2,965 円で、都市部の非私営企業全体の平均賃金の 2.4 倍、都市部私営単位全体の従業員の平均賃金の 4.2 倍になると言われている⁶³。

一方、最底辺の都市失業者・農村の貧窮戸などの「下等階層」は 14%、1 億 1 千万人とかかなりの数に上る。最低辺のひとつ上の「中下等階層」は 68%、5 億 4 千万人で、「下等階層」と「中下等階層」を合わせると 82%と圧倒的多数を占めている。「中等階層」は 13.3%に過

⁶³ 毛里ほか『21 世紀の中国 政治・社会篇』 p 103

ぎない。少数の高所得富裕層と圧倒的多数を占める低所得貧困層に2極分化し、その間に層の薄い中間層が挟まれている構造になっていると言える。

内需主導型経済発展を実現するには、国内に層の厚い中間層が形成され、その中間層が消費市場をけん引する必要があるが、中国においては、その役割を担う中間層＝「中等階層」が育っていない。中間層が育たないために、第3次産業・内需型産業が発展せず、産業構造は2次産業・重化学工業中心のまま、国有企業が主導権を握る体制を脱却できない。そのために、「中下等階層」以下の低所得層や貧困層に就業機会を与え、中間層へ引き上げることが難しいままになっている。その結果、経済人口構成は二極分化したまま従来と変わらず、中間層が育たないという悪循環に陥っている観がある。

なお、図表2は、20世紀末時点の階層化モデルであるが、21世紀に入り「国進民退」が進行したことを考慮すると、その後も2極分化の階層モデルは改善されず、場合によっては悪化した可能性もある。

第6章 中国が直面する二つの罍

前章まで述べたように、中国では国主導の「混合市場経済」のもと「国富民窮」が鮮明となり、経済成長は公共投資・大型建設プロジェクトへの依存度が強く、民間企業家による新ビジネス・新市場の創出、新技術開発は進まず、民営企業の参入と発展が阻まれている。このような経済システムのもとで、所得格差は拡大を続け、さらに環境問題、官僚・党支配層の腐敗など社会全体にひずみが溜まっている。格差の拡大が今後も続くならば低所得層の不満は限界を超え、経済も長期にわたり停滞が続く恐れがある。

こうした状態を脱するには、中国が直面している“二つの罍”すなわち「中所得の罍」「体制移行の罍」を回避あるいは脱出することが必須であると言われている⁶⁴。本章では、“二つの罍”とは何か、中国国内で人民日報などのメディアが“二つの罍”をどう取り上げているのか取りまとめる。

1. 「中所得の罍」

(ア) 「中所得の罍」とは

「中所得の罍」は、世界銀行が2007年に発表した「東アジアのルネッサンス」という報告書のなかで提起した概念である。経済離陸を終えた低所得国が中所得レベルに到達したのち経済成長が長期にわたり停滞し、先進国へのキャッチアップに失敗することを指す。

「中所得の罍」に陥る理由は以下のように説明されている⁶⁵。

低所得国は、国外で開発された技術を使い、低賃金を生かした労働集約的な低コストの製

⁶⁴ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』朝日選書2013年2月p238～、関志雄『中国二つの罍』日経新聞出版社2013年3月p15～55、p182～200

⁶⁵ 加藤ほか『同上』p238

品を生産し、輸出を伸ばすことで経済成長を実現できる。労働と資本を生産性の低い農業部門から生産性の高い製造業部門に移し、国全体の生産力を上昇させることができる。しかし、中所得レベルに到達すると、農村の余剰労働力が枯渇し賃金が上昇するため国際競争力が失われていく。国外技術へのキャッチアップから得られる生産性上昇要因が尽きると、労働集約的輸出品の競争力はさらに低下する。この時点で自国内のイノベーション能力向上を通じた生産性の上昇を実現できなければ、「中所得の罍」に囚われることになる。

「中所得の罍」を回避する、あるいは抜け出すためには、①付加価値の低い労働集約的製品への依存度を減らし高付加価値製品へ生産構造をシフトさせること、②国際市場への過度の依存を改めること、③国内市場の拡大を可能とする層の厚い中間層を形成すること、以上3点が重要であるとの指摘⁶⁶があるが、抽象論で具体性に欠ける。すこしでも具体性を見出すため「中所得の罍」からの脱出に成功した国の例、失敗した国々の例を見てみたい。

1960年時点で中所得国であった101カ国・地域のうち2008年までに高所得国に発展した国・地域は13カ国・地域で、うちアジアは、日本・香港・台湾・韓国・シンガポールの5カ国・地域である⁶⁷（図表24）。このうち台湾と韓国は、国内企業が国外の技術や経営ノウハウを習得し発展させ⁶⁸、国際市場で打ち勝つことが可能な高品質製品を自社技術で生産できるようになったことにより「中所得の罍」を脱出したものである。

⁶⁶ 加藤ほか『21世紀の中国 経済篇』p240

⁶⁷ 関『中国 二つの罍』p38

⁶⁸ 代表企業として、韓国のサムスン電子、LG電子、現代自動車、台湾の鴻海精密工業、TSMC（台湾積体電路製造）などがある。

図表 23 一人あたり GDP 国別一覧表 (単位：US\$、市場レート)

一人あたり GDP	アジア		中南米		旧ソ連・東欧		順位/ 184カ国
20千\$超	Singapore	51,162					10
	Japan	46,736					13
	Brunei	41,703					20
	Hong Kong	36,667					25
	Korea	23,113					34
	Taiwan	20,328					39
15~20千\$					Czech	18,579	42
					Slovak	16,899	43
					Estonia	16,320	44
10~15千\$			Chile	15,410			46
			Uruguay	14,614			47
					Russia	14,247	48
					Lithuania	14,018	49
					Latvia	13,900	50
					Croatia	12,972	52
			Venezuela	12,956			53
					Hungary	12,736	56
					Poland	12,538	57
			Brazil	12,079			58
					Kazakhstan	11,773	60
5~10千\$			Argentina	11,576			61
	Malaysia	10,304					65
			Mexico	10,247			66
			Panama	9,919			67
					Romania	7,935	72
			Colombia	7,855			73
					Azerbaijan	7,450	76
					Bulgaria	7,033	79
			Dominica	7,022			80
					Belarus	6,739	82
2~5千\$			Peru	6,530			84
	China	6,076					87
			Dominica	5,763			90
	Thailand	5,678					93
			Jamaica	5,541			94
			Ecuador	5,311			95
					Serbia	4,943	96
					Bosnia and Herzegovina	4,461	101
			Paraguay	3,903			105
					Ukraine	3,877	106
2千\$未満			El Salvador	3,823			107
			Guyana	3,596			112
	Indonesia	3,592					113
			Guatemala	3,302			118
					Armenia	2,991	124
	Bhutan	2,954					125
	Sri Lanka	2,873					126
	Philippines	2,614					127
			Bolivia	2,532			128
					Moldova	2,037	131
		Nicaragua	1,757			134	
				Uzbekistan	1,737	135	
		Vietnam	1,528			140	
		India	1,492			142	
		Lao P.D.R.	1,446			144	
		Pakistan	1,296			146	
				Tajikistan	953	155	
		Cambodia	934			156	
		Myanmar	835			158	
		Bangladesh	818			159	
						161	
		Haiti	759			161	
		Nepal	626			165	

(出所) IMF : *World Economic Outlook Databases* (2013年4月26日参照) をもとに筆

一方、「中所得の罟」に陥ったままの国の例として、アルゼンチンなどの中南米諸国、および旧ソ連・東欧諸国がある。中南米諸国は、外国の資金と技術に頼りすぎた典型例である。中南米諸国における外国企業の投資は安価な労働力と資源を利用しただけで、技術や経営ノウハウの移転がほとんど無く、一次産品輸出やハイエンド製品の生産がほとんど外資企業に支配され、国内企業の国際競争力は弱いままとなっている。旧ソ連・東欧諸国の場合、政府の動員力により「消費よりも投資、軽工業より重工業」を優先させる発展戦略を取り入れ、当初は工業化に成功したが、重工業部門と他の部門とのリンケージが無視された結果、経済構造の歪が顕著になり、経済が挫折低迷することとなったものである⁶⁹。

(イ) 中国は「中所得の罟」に陥っているか

中国が「中所得の罟」に陥る可能性があるかについて、中国で議論が活発化している模様である⁷⁰。議論のなかでは楽観論が主流になっており⁷¹、その根拠としては、①国内市場が巨大で高い潜在成長力を持っていること、②中国は後発の優位性をもっており、高い模倣能力と学習能力を備えていること、③中国は積極的に国際市場開拓や国際分業を通じて、各生産要素の効率的配置に注力していること、④国民が儉約家で勤勉であること、⑤中国は研究開発に注力しており、その能力も高まっていること、⑥国情に即した体制の運営効率が高いこと、などが上げられている。

一方、『人民日報』が2011年に公表したレポート「我々は『中所得の罟』を乗り越えられるか」では、リスクを「経済リスク」と「社会リスク」に分かった上で、次のような慎重論が展開されている。

「経済リスク」

- ① 中国の製造業は、規模は大きくなったがコア競争力を持っておらず、加工組み立てなどグローバル産業チェーンのローエンドに集中している。研究開発・技術・特許・ブランド・マーケティング・サービスなど高付加価値部分は外資に握られたままである。自主イノベーション能力が低く、コア技術は海外に頼らざるを得ない。
- ② 労働コストが上昇しており、人口ボーナス（経済成長にプラスに働く生産年齢人口の増加）も徐々に失われつつある。「民工荒」（出稼ぎ労働者の不足）という現象が沿海部から中西部にまで広がっている。こうした変化は「ルイス転換点⁷²」の到来

69 関『中国 二つの罟』p 39～40

70 関『同上』p 42

71 楽観論代表は、國務院發展研究センター「中所得の罟問題研究グループ」

72 ルイス転換点：農業部門と工業部門から構成される発展途上国の経済において、工業部門の発展に伴い農業部門の余剰労働力は工業部門に吸収されていく。余剰労働力が完全に工業部門に吸収され底をついた時点が「ルイス転換点」である。ルイス転換点以降は、雇用需給が締まるため賃金率の上昇が起き、経済構造の変革が起こらない限り中所得国の罟に陥り長期にわたり経済が低迷することに

を示唆している。

- ③ 経済発展は大型インフラ投資に依存しすぎて環境負荷も増えている。過去 30 年の高成長がエネルギーの浪費と環境の悪化を引き起こした。
- ④ 需要構造がゆがんでおり、個人消費が長期にわたり低迷している。国民所得の大部分が政府と企業に属しており、その主導のもとで多くの資金が投資に回されている（図表 19：2001 年から 2011 年までの 10 年間で、投資（固定資本形成）比率は 11 ポイント上昇したのに対し、個人消費比率は 10 ポイント低下した）。
- ⑤ 輸出依存度が高く、海外からの影響を受けやすい。リーマンショック以降、先進諸国は産業戦略を調整してハイテク製品の輸出を奨励し、一方アジアの発展途上国も中国より安価な資源と労働力を使って労働集約型製品の輸出に力を入れているため、中国は先進諸国と発展途上国の二重の圧力を国際市場で受けている。

「社会リスク」

- ① 所得分配が歪められジニ係数が 0.4 の警戒ラインを超え 0.5 に近づいている⁷³。富はますます高所得層に集中し、中低所得層には流れていない。政府幹部・富裕層が一般大衆の怨嗟の対象になる現象が起きている。
- ② 都市・農村の格差が拡大する一方で都市問題が深刻化している。都市の市民は不動産価格の高騰、就職難、医療費と教育費の高騰、老後不安、生活環境悪化、食品安全など多くの問題に直面している。政府歳出に占める社会保障・福祉への支出の割合は 15%で先進諸国を大きく下回っている。特に農村地域の社会保障整備が遅れている。
- ③ 2010 年人口センサスによると、都市人口は全人口の 49.6%に達している。しかし、多くの出稼ぎ労働者は、移住先の都市戸籍を取得しておらず、真の意味での都市住民になっていない。
- ④ 社会階層の固定化が進み、低所得層にとって上層への移動は不可能に近い。中国社会科学院の報告によれば、中国の中流階級は人口の 23%にとどまり先進国平均の 70%よりはるかに低い。
- ⑤ 住民は、地元・よそ者、体制内・体制外、戸籍、出身、といった様々なレッテルを貼られ、上流・中流・下流への階層分化が進んでいる。
- ⑥ 近年の就職難から「知識こそ運命を変える」という従来の考え方に疑問が生じつつあり、高い学費と卒業後の就職難を理由に大学受験を放棄する現象が起きている。名門大学の農村出身学生の割合は年々低下している。教育機会の不平等は社会全体の不平等を増幅させ、長期的に経済成長の停滞を引き起こしかねない。

なる。

⁷³ 国家統計局が 2013 年 1 月に発表した 2012 年のジニ係数は 0.474 であるが、西南財経大学の推計では 2010 年の値が 0.61 と国の発表値を大きく上回っている（関『中国 二つの罅』p271）。

以上のような「経済」「社会」に対する認識を踏まえ、社会構造と国民生活の改善を急ぎ「国が強いだけでなく国民が豊かである」ことを実現しなければ、中国は「中所得の罠」に陥る可能性が高い、と『人民日報』は結論づけている⁷⁴。

2. 「体制移行の罠」

(ア) 「体制移行の罠」とは

清華大学研究グループは2012年に、中国は「体制移行の罠」に陥っているという仮説を提起した。ここでいう「体制移行の罠」とは、計画経済から市場経済への移行過程で作り出された既得権益集団が、より一層の変革を阻止し移行期の体制をそのまま定型化させることを通じて、自分の利益を最大化する「混合型体制」を形成させようとする結果、経済社会の発展が歪められ、格差の拡大や環境破壊など問題が深刻化してしまうことをいう⁷⁵。清華大学の提起した仮説の論旨は、参考文献によれば以下の通りである⁷⁶。

1980年代に始まった市場経済改革の本質は、政治・行政の権力を経済活動から分離させることであり、当初80年代の改革は概ねこの方向に向かっていったが、これは10年しか続かなかった。90年代初めごろから政府の市場に対するコントロールを強化する政策が実施され、21世紀に入ると政府・国有企業による資源の高度な独占が実現した。現在、政府は三つのメカニズムを通じて経済活動をコントロールしている。

第一は、金融に対するコントロールであり、銀行業監督管理委員会をはじめとする監督機構により、政府は銀行業、証券業、保険業を監督している。地方政府が地元の金融機関の融資案件に干渉したり、地方政府の利益になるような金融機関幹部を推薦・任命するようなこともある。

第二は企業に対するコントロールである。1994年に「公司法」が制定されたものの、その後も政府の企業に対する管理監督およびコントロールは緩むことなく、国有企業幹部は政府によって任命され、役員のお多くは共産党員であるか官僚経験者である。一部の外資系企業や非公有の中小企業にさえ共産党委員会が設立されている。

第三は、市場に対するコントロールである。政府は要素市場、商品市場、資本市場に対し、それぞれのコントロール策を実施している。また、企業設立に必要な各種の許認可制度の導入、企業経営に関するさまざまな審査・監督・評価、政府が指定する各種の指標の達成など、市場への参入や経営管理に対し多くの場面で規制や制限をかけている、と同研究グループは見ている。

計画経済から市場経済への移行過程で形成された政府主導の市場経済では、次の三つのグループが巨富を手に入れている。

① 権力貴族集団

⁷⁴ 関『中国 二つの罠』p48

⁷⁵ 関『同上』p 186

⁷⁶ 関『同上』p 186～193

党と政府の幹部およびその親族が権力を利用して容易に社会資源とチャンスを獲得し、許可を必要とする貿易・基礎産業・エネルギー産業・不動産業でビジネスを展開している。

② 国有独占集団

資源産業などで大型国有企業の独占が目立ち、これら企業は政府官僚の天下り先になると同時に、企業幹部が政府入りすることも可能であるため、相互に助け合う関係にある。これら企業は、資金調達や資源の供給などで政府から優遇され、参入障壁を設けてもらうことを通じ非国有経済を排除し、不平等な市場環境を作り上げている。

③ 金融資本集団

国有金融機関の資本集団が独占力を利用して、企業の上場時の株式発行価格を高値に設定し、合法的な形で社会の富を吸い上げている。一部の金融関係者は、管理監督体制の不備を衝いて、情報の非対称性を利用したインサイダー取引を行い、一般の中小株式投資家に大きな損失を与えている。

このように権力が市場活動に深く関わる現在の体制は、既得権益集団に社会の富を略奪するチャンスを与えてしまっている。既得権益集団は、現体制を固定させようとしており、更なる改革を拒んでいる、と同研究グループは主張する。

(イ) 「体制移行の罨」五つの病状と改革の提言

清華大学研究グループは、さらに、「体制移行の罨」に陥った中国経済が示す次のような五つの病状を上げている。

① 経済発展が歪められている

安い労働力、安い資源などの優位性が薄れる中で、不公平な競争環境を強いられ、民間経済の活力は失われつつある。高い経済成長を持続していくためには公共投資による内需拡大や、独占型の国有企業の発展、バブル気味の大型プロジェクト実施に頼らざるを得ない。資源の大量消費や環境破壊はその当然の帰結である。また、体制移行に伴う問題は直視されず、変革よりも経済の量的拡大を通じて問題を緩和させようとしている。しかしながら、所得分配が歪められているため、経済が成長しても民衆はそれほど恩恵を受けていない。

② 体制改革が停滞し、移行期の体制がそのまま定着している

中国における「改革」はすでに実態を伴わない掛け声に変質してしまった。近年は、「改革」により現在の利益構造が揺るがされて収束不可能な自体が起こることを恐れ、社会の安定維持を口実に、一部の重要な改革、特に政治改革を棚上げにしている。これによって維持されるのは、社会の安定よりも既存の利益構造である。1990年代半ば以降、医療や教育の分野における改革のような大多数が享受できる社会福祉の「改革」（削減）はずばやく実施される一方で、一部の人の特権を取り上げるような「改革」はなかなか進まない。既得権益集団は、「改革」に抵抗すると同時に「改革」を変質させ、「改革」の名の下で利益を得ている。その結果、「改革」は大衆からの支持と信頼を得られなくなった。

③ 社会的流動性が低く、社会構造は固定化されつつある

改革開放当初、中国における貧富の格差は比較的小さく、完全に固定化されたわけではなかったが、ここに来て、低所得層にとって社会的地位の上昇の道はほとんど閉ざされてしまった。「金持ち2世」「貧乏2世」「官僚2世」「体制内2世」「体制外2世」といった言葉に象徴されるように、社会構造が世代を超えて固定化されつつある。上層と下層、富裕層と貧困層、都市と農村の間に断層が形成され、階層間の移動が難しくなった結果、社会全体が活力を失っただけでなく、階級間の対立が日増しに深刻になっている。

④ 「社会の安定維持」が国を挙げての最重要課題になっている

近年、社会矛盾がますます増えており、その一部は深刻であることは否めないが、大半は現政権や基本制度を脅かすものではない⁷⁷。にもかかわらず、これらが「不安定要素」とみなされ、社会の安定維持の大儀名分の下で多くの資源が投入され、改革が先延ばしされている。不満分子への弾圧など、社会の安定維持のための対策は、本来の意図に反して、民衆の反感と抵抗を招いてしまっている。

⑤ 社会の崩壊の兆しが日増しに顕著になっている

現在、広い分野で社会崩壊が観測されている。民衆は、政府による権力の乱用、暴力を伴う強制立ち退き、司法と警察を含む官僚の腐敗を止めることはもとより、訴えることすらできない。地方政府による権力乱用が目立つ。一部の権力者は自らが管轄する地域を自分の財産だとみなし、自分の意思が法律を上回る判断基準となり、自分に忠誠心を持つ親戚や友人を幹部に任命する現象も見られる。

以上のような分析を踏まえ、清華大学の研究グループは、中国が「体制移行の罨」から抜け出すための方策として以下4点の提言をしている。

- A) 普遍的価値を基礎とする世界文型の主流に乗ること。中国が目指すべき社会は自由、理性、個人の権利といった普遍的価値を柱に、市場経済、民主政治、法治社会を制度の枠組みとする社会である。世界文明の主流を拒絶することは、現在の利益構造を維持させる口実になってしまう。破棄すべき一部の制度—大きな政府や国有企業主導の工業発展など—が「中国モデル」の構成要素として大事にされることがあるが、世界文明の主流と対立する危険な傾向である。
- B) 政治体制の改革を急ぐこと。情報の公開と行政の可視化は不可欠である。
- C) 国民参加型の政府上層部による改革のグランド・デザインを策定すること。改革に関する意思決定を、これまでのように各地方政府や各政府部門に委ねるのではなく政府上層部によるグランド・デザインの下で進めるよう改めなければならない。90年代の国有企業改革のような、既得権益集団同士の利益山分けを防ぐには、広く国民に参加してもらうことが必要。
- D) 改革を進める際、公平と正義を基本理念とすること。中国における最も深刻な社会問題は、公平と正義が失われたことであり、権力に対する監督と制約や法治の確立、公

⁷⁷ これらの“社会矛盾”が何であるのか、参考文献には明記がないが、少数民族の自治権要求の動き、言論封殺に対する反発、民主化要求の動きなどを指すのではなかろうか。

民権利の平等化などを通じた公平と正義を中心とする改革理念の形成が不可欠。

以上のような内容の清華大学論文は、発表後中国の多くのメディアに取り上げられ、『人民日報』（2012年2月）は「体制移行の罨」概念を援用しつつ「改革しないことによる危機よりも“完璧でない”改革のほうがまだ」と主張し、「改革加速」を訴えた。温家宝前首相も「改革」特に「政治改革」の必要性を、具体策には欠くものの繰り返し訴えてきた。2012年3月の全人代後の記者会見では「経済発展に伴い、所得分配の不公平や信頼の欠如、汚職・腐敗などの問題が生じた。こうした問題を解決するには、経済体制だけでなく、政治体制、特に党と国家の指導者制度を改革する必要がある」⁷⁸と踏み込んだ発言をしている。

2013年3月、温家宝前首相から李克強首相に代わり習総書記－李首相の新体制が発足しているが、新体制のもとで、「改革」が進むのかどうか、“二つの罨”から脱出ができるかどうか、注視する必要がある。格差拡大を収束できるかどうかは、その結果如何にかかっているからである。

第7章 二つの罨を回避し格差拡大を収束できるのか

1. 「リコノミクス」は“二つの罨”脱出の切り札か

リコノミクスの要点は、“第4章4.「国進民退」の行方”で述べた通り、下記①～④の4点である。要するにリコノミクスは、今までの「国進民退」を見直すものと言ってよい。中国経済の課題を解決し、“二つの罨”を回避しつつ格差拡大を収束させるには、「国進民退」を修正し、国有製造業による輸出と投資主導経済から、民間企業による国内消費産業主導の経済へ移行しなければならない。「リコノミクス」の実行はその切り札になりうる力を持っていると考えられる。

- ① 都市化推進により消費総量の増大、都市インフラ投資の伸び、サービス業発展による雇用拡大を目指す。真の都市化を進めるために「戸籍制度」を改革する。
- ② 政府機能を転換し民間活力を活用する。
- ③ マクロ・コントロールにより安定成長・雇用を維持する。
- ④ 改革の恩恵を全国民に還元する。改革とは財政予算制度改革・金利および為替市場化・サービス業開放・所得分配制度改革・社会保障制度改革・民間資本の金融等への参入など。

ただし、これらの実現には、国有企業はじめ既得権益層の強い抵抗が予想され、党の最高権力者・習総書記のバックアップがなければ実現は困難である。2013年7月までに、過剰生産力の調整に着手し、鉄道事業の民間開放を打ち出すなど一部リコノミクスは動き出しはいるが未だ緒に就いたばかりである。2013年7月に行われた改革開放全面深化のための地方座談会において習総書記から、李首相とやや異なるトーンの発言、「改革を進めるに

⁷⁸ 関『中国 二つの罨』 p 198

はまず調査研究が必要だ、経済制度の在り方については国有経済の発展活力を強めることも重要だ」との発言があった模様である⁷⁹。さらに、習総書記の政策・主張は党指導体制を強化し国有企業を守ろうとするもので、李首相の政策主張と大きく異なり、その相違は今後ますます顕著になるとする見方もある⁸⁰。習総書記の今後の動静がリコノミクスの成否を左右すると思われる。

2. 2013年11月3中全会（共産党中央委員会第3回全体会議）で何が決まったか

2013年11月9日に始まった3中全会は12日に閉幕、市場の役割を重視する改革を進めるとの基本方針を決定した⁸¹。採択された「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する決定」により、「経済資源の配分で市場に決定的な役割を果たさせる」方針が示されている。政府が価格を統制したり、大手国有企業が独占し価格決定権を握る分野、即ち石油・天然ガス・電力・交通・通信などの分野で、政府は不当に干渉せず市場に価格を任せることが明示された。金融分野では、銀行融資が大手国有企業に偏る現状を是正するために、民営事業会社などによる銀行業参入を促す方針も示された。今後市場を通じた価格決定および金利の自由化を進め、自由貿易区の設置加速、投資の規制緩和を進めると見られる。

ただその一方で、「公有制を主体とし、非公有経済も重視する」方針は変えない旨明示しており、国有企業主体の体制は維持される。上がった利益の平均1割程度にとどまる国有企業の国庫納付金の比率を、2020年までに30%に引き上げることが3中全会の決定の中で明示されたが、国有企業主体の体制維持の枠内の話である⁸²。さらに、経済改革を進める一方、治安を総括する「国家安全委員会」を新設し、社会統制を強化する方針も示された。格差問題、民族問題などの社会不安、さらには民主化などの政治改革の動きを力で抑えようとする意図が伺える。

3. 3中全会で決まったことが実行できるか

3中全会で、「公有制を主体とし、非公有経済も重視する」玉虫色の従来方針を維持した背景には、リコノミクスに基づき市場を重視し経済効率を高めたい改革派、国有企業主体の体制下の既得権益を死守したい保守派、社会主義体制崩壊を恐れる毛沢東主義者の三つの勢力のせめぎ合いがあった模様である⁸³。非公有経済主導の経済体制を目指す李克強首相に対し、官僚や国有企業幹部など党支配体制に根差す既得権益層の抵抗は根強いものがある。

3中全会では「全面深化改革指導小組」という共産党の新組織が創設された。「改革の全

⁷⁹ 日本経済新聞 2013年8月26日・経済教室「李首相の改革、多くの困難」

⁸⁰ 『選択 11月号』選択出版社 2013年11月1日 p36~39「まるで文革時代再来の中国／毛沢東を模倣する習近平」

⁸¹ 日本経済新聞 2013年11月13日「中国、市場重視で改革／共産党が方針決定」「国有企業は温存／3中全会コミュニケ要旨」

⁸² 日本経済新聞 2013年11月16日「中国、国有企業納付金上げ／20年に30%に」

⁸³ 日本経済新聞 2013年11月13日「3中全会閉幕／玉虫色、3勢力に配慮」

体設計、総合調整、全体の推進と実施の督励に責任を負う」ことを目的としている。「改革」の対象は経済のみならず人口政策や司法、国家安全など広範囲に及ぶ。小組のトップ組長は習氏自身であり、習氏が「改革」を主導することになる。李首相は小組のメンバーから外されており⁸⁴、今後の改革について、李首相が取り仕切る国务院（政府）ではなく、習氏をトップとする共産党が主導する方針が固まったと見られている。李首相の存在感が弱まり、「習－李体制」から「習体制」に変化したとの見方も多い⁸⁵。

習近平指導部は、3中全会閉会の後2013年12月10～13日に、2014年の経済運営方針を決める「中央経済工作会議」を開催した。同会議は、共産党と政府が年1回合同で開催する経済関連の最高レベルの会議で、翌年の経済政策運営が決まる。参加者は党政治局常務委員らの党指導部、政府閣僚、地方政府や大手国有企業幹部、軍幹部らである。今回の会議では、「市場活力を発揮し、成長モデルの転換、構造調整を加速する」ことを強調、2014年を、2013年3中全会で決まった市場重視改革を実行する「元年」とした。投資に過度に依存した経済体質からの脱却を目指すこと、地方政府の債務抑制を重要任務とすること、製造業の過剰設備の縮小を急ぐこと、技術革新を後押しすること、サービス業の発展や低所得者向け住宅供給など民生改善により個人消費底上げを図ること、などの方針が示された模様である⁸⁶。この会議では都市化推進については触れていないが、都市化の推進を議題とした「中央都市化工作会議」が、本章5節で後述するように別途開催されている。

「習－李体制」から「習体制」に変化したとされる中国指導部のもと、「中央経済工作会議」の方針が具体策をもって実行されるかどうか、「二つの罌」回避・脱出の手がかりをつかむ分かれ道になろう。ただ「習体制」に変化したとされる指導部において、「リノミクス」に基づく民営企業主導・内需主導・市場重視の経済実現に踏み込めるかどうかは疑問であり、そこまで踏み込めないとすれば、「二つの罌」回避・脱出は容易ではないと思われる。

4. 党・政府幹部や国有企業幹部などの抵抗勢力を抑えこめるか

習－李政権発足後1年近くたつが、国有企業の牙城は依然として強い。その代表例が国有石油大手であり石油大手3社の人脈は「石油閥」と呼ばれる。その人脈は共産党の既得権益と絡まり党人事などにも影響力を持つと言われている。

2013年8月、汚職腐敗摘発を掲げる習政権指導部は石油閥にメスを入れ始め⁸⁷、幹部の

⁸⁴ 『選択』2013年12月号「改革より強権支配を選んだ習近平／3中全会での知られざる権力闘争」p38

⁸⁵ 日経電子版2013/11/18「市場熱狂の3中全会、『李克強外し』に不安」
<http://www.nikkei.com/article/>（2013年11月18日参照）

日経電子版2013/11/21「影薄まるリノミクス 改革路線、習カラー濃く」

<http://www.nikkei.com/markets/features/26.aspx?g>（2013年11月21日参照）

⁸⁶ 日本経済新聞2013年12月14日「来年の経済政策運営方針／改革・成長両立探る／中央経済政策会議」

⁸⁷ 習指導部の汚職腐敗摘発は、反腐敗に名を借りた政敵粛清であるとする指摘もある模

摘発に乗り出した。当初は石油閥の中心人物は対象から外され「トカゲのしっぽ切り」に終わる状況になっていると伝えられたが⁸⁸、石油閥の大物で元・党政治局常務委員の周永康氏が2013年12月に当局に事実上拘束され汚職問題で調査されているとの報道がある⁸⁹。さらに石油閥以外にも海運・通信・金属・金融など多業種に摘発の対象は広がり始め、摘発された国有企業幹部はすでに10人を超える模様である⁹⁰。

中華人民共和国成立後、長年にわたり深く広く構築された共産党・国有企業による強固な経済支配体制は、容易には崩せないと思われる。党指導部が強い問題意識を持ち、「上からの改革」により、企業体制、市場機能、政府機能などの革新と転換を、時間をかけて進めていくほか手はないと言える⁹¹。2013年に手をつけた「鉄道部」の解体・「石油閥」の汚職摘発をその序の口とし、さらに同様の改革を、時間をかけて進めていくことが求められていると言えよう。

5. 農村の都市化は成功するのか

前述のとおり中国指導部は、2013年12～13日に、都市化の推進を議題とした「中央都市化工作会議」を開催した。農民の生活水準向上を重視する都市化を内需拡大の柱と位置づけるもので、出稼ぎ農民工に対し小規模都市中心に「都市戸籍」を与え、都市住民と同内容の社会保障を受けさせる「市民化」を進める方針が示された⁹²。都市に居住する住民の比率は現在すでに5割強⁹³に達するが、そのうち都市戸籍を持つものは3割強にとどまり、残り2割は農村戸籍のまま、都市住民並みの社会保障の受益ができない状態に置かれている。「市民化」方針は、2億人を超える農民工に対し都市戸籍への転換を認め、生活水準を向上させ格差縮小を目指すものである。しかしながら、この都市戸籍転換の制限緩和は、小規模都市にとどまり、大都市ではこれまでの制限が継続される。

習指導部は、2020年までに都市化率を60%に引き上げる目標を検討しており、農村から都市へ新たに1億人の人口流入を促す方針を掲げている。そのために、各地の小規模都市を受け皿に住宅などの生活基盤を整備し⁹⁴、都市戸籍への転換を進め、都市化推進に伴うイン

様（『選択』2013年11号p38）

⁸⁸ 日本経済新聞 2013年11月16日「国有企業の牙城なお／民主主導の経済実現遠く」

⁸⁹ msn 産経ニュース「周氏の取り調べ正式決定か」2013年12月29日 21:45

<http://sankei.jp.msn.com/worl>

⁹⁰ 日本経済新聞 2013年12月30日「反腐敗運動 国有企業大手が標的／多業種で幹部摘発続く」

⁹¹ 日本経済新聞 2013年11月25日「経済教室：岐路に立つ中国経済④『曖昧な制度』改革は困難／体制移行の罨に直面／既得権益層の抵抗は不可避」

⁹² 日本経済新聞 2013年12月15日「内需拡大へ都市化推進／出稼ぎ農民工に都市戸籍」

⁹³ 2012年の都市住民比率は52.6%（日本経済新聞 2014年1月13日「中国格差縮小へ都市化」）

⁹⁴ 低所得者向け住宅を13年に660万戸着工、14年も600万戸着工予定（同上日経紙）

フラ需要⁹⁵喚起により内需拡大につなげ、それにより都市農村格差を縮小する考えである。

ただ、大都市周辺の小規模都市に建設した受け皿住宅に、離農した農民を移住させても、就業機会が無ければ結局大都市に出稼ぎに出かけるしかない状態になる恐れがある。重慶市では、2010年から全国に先駆けて農民の離農と都市戸籍付与を行っているが、離農民の移転先は重慶市郊外の「鎮」である。NHKのTV報道番組⁹⁶によれば、重慶市の離農民には農地を手放して高層住宅に入居したものの、今のところ就業機会がなく大都市へに出稼ぎに頼らざるを得ない状況に陥っている模様で、憂慮すべき事態がすでに現実のものになっている。

自由な市場経済の下での労働力移動により生ずる都市化ではなく、国家の政策による半強制的な人口移動と都市化を進めようとしても失敗する可能性が高いと思われる。

6. 格差拡大は収束できるのか？

本研究報告を作成中に、別記4のような驚くべきニュースが報道された。“0.717”と試算された2013年のジニ係数は異常である。これが中国社会の真実の姿であるとすれば、前政権時代から中国指導部が取り組んできた「改革」が、格差問題についてなんらの成果も為しえなかったことになる。中国庶民の受忍限度を上回りかねない事態である。格差時拡大が止まらずに続いている根本原因は、都市／農村格差、戸籍制度、2元的社会保障制度などの制度的問題ではなく、国有企業が圧倒的主導権を持つ経済構造にあるのではなからうか。「リコノミクス」の実行にとどまらずさらに進んで、国有大企業の分割民営化、民営企業の市場参入自由化のような思い切った政策により、民間活力を高め、中堅中小企業のビジネス機会を劇的に増やし、それによって雇用機会を増やし、中間所得層の厚みを増すようなことが迫られているのではないか。「都市化の推進」についても、農民の離農と都市戸籍付与を半ば強制的に先行させるような政府主導の「都市化」ではなく、まず民営企業群育成を先行させ、離農者の就業機会を作ることが必要なのではなからうか。

別記4

23日付の中国紙・南方都市報によると、西南財経大学（四川省成都）の研究チームは、中国の全世帯の10%を占める富裕層が、全国の総資産の63.9%を所有しているとする「格差」の現状を伝える調査報告書を作成した。中国の富裕層のうち、上位1%の平均年収は115.2万元（約1930万円）に達する。これに対し、2012年の都市労働者の年間平均賃金は4万7000元（約80万円）にすぎず、1に近づくほど貧富の格差が

⁹⁵ 交通網整備など都市化投資需要は25兆元（425億円）に上るとの中国国家開発銀行試算がある。（同上日経紙）

⁹⁶ 2013年10月放映「NHKスペシャル／中国激動・空前の農民大移住」：重慶市郊外の高層住宅に移住した離農民が何人か登場、重慶市共産党の半強制的要請に基づき農地を明け渡して移り住んだものの仕事がなく、やむを得ず夫婦のうちいずれかが沿岸部大都市に出稼ぎに出かける状態になっている。就業機会を作るため重慶市が民営企業を誘致しようと試みても応ずる企業が未だほとんど無い。

大きいという「ジニ係数」では、13年は0.717だったと試算した。国家統計局が1月に発表した0.473という数値とも大幅な開きがあった。関連の報道は、インターネット上で次々と削除され、当局が問題視している可能性がある。米国では2012年、上位10%の富裕層が総所得の50.4%を占めたとされるが、中国で頻発する暴動などの社会不安の原因ともなる格差は、これを上回る規模となっている。

(出所) YOMIURI ONLINE「中国で貧富の差拡大、ネット関連報道は次々削除」

2014年2月24日

<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20140224-OYT1T01086.htm?from=main5>

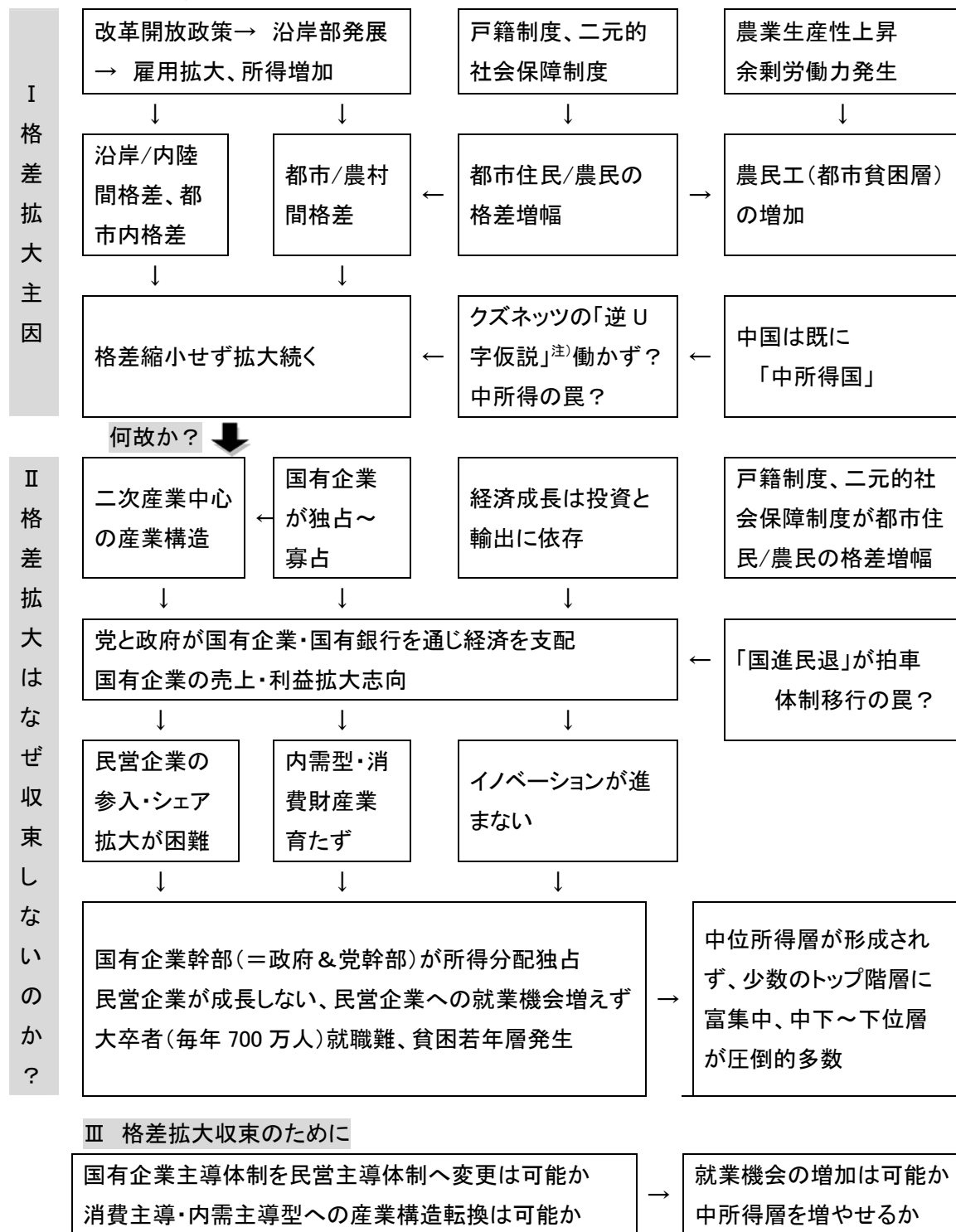
以上の結論として、2013年11月の「3中全会」および同12月の「中央経済工作会議」で決まった中国指導部の方針は、国有企業主導の体制を維持するこれまでの体制の中で進める現状修正的な政策であり、格差拡大を止める力には乏しいと言えよう。中華人民共和国憲法に規定するとおり、“人民民主主義独裁を堅持し、社会主義市場経済を發展させ…わが国を富強、民主、文明を備えた社会主義国家に築き上げていく”⁹⁷のために、中国指導部が、共産党独裁のもとでの経済力強化と、それによる国力（軍事力含む）強化を最大の目標として目指すとすれば⁹⁸、現在の国有経済主導の体制を、自由主義的な民主導の市場経済に変えることは容易ではないであろう。とすれば、所得再分配制度・社会保障制度の改革・充実など、いわば小手先の対策により格差問題に対応するに留まる懸念もある。経済的にも地政学的にも密接な関係がある隣国日本としては、中国の格差拡大が続き社会不安が増大して国家が混乱に陥る事態は絶対に避けてもらいたい。中国指導部が勇断をもって体制を移行し、民主導の経済を実現させることを期待したい。

図表24には、本研究報告の要点をフローチャートの示した。格差拡大を収束させるには、最下段「Ⅲ 格差拡大収束のために」で示したように「国有企業主導体制を民営主導体制に変更」すること、および「消費主導・内需主導型への産業構造転換」が必須になっていると考えられる。

⁹⁷ 中華人民共和国憲法前文抜粋（『世界の憲法集（第四版）』2009年）

⁹⁸ 改革開放政策の目的のひとつは、人民解放軍の装備現代化に必要な資金捻出である。鄧小平は繰り返し言っている。1981年9月演習検閲講評で「我々は国民経済の継続的發展という基礎の上に、必ずや武器装備を改善して、国防の現代化を加速せねばならない」と言明した。（東京財団・川中敬一氏、2014年2月の研究会「安全保障から見る中国雑感」席上配布資料）

図表 24 差問題解決を阻む課題の整理



注) クズネッツの「逆U字仮説」：経済発展の初期段階では発展に伴い所得分配の不平等度は高まるが、ある所得水準に達した後には所得格差は縮小に転ずるといふ説。米国の経済学者、サイモン・クズネッツ (Simon Smith Kuznets) が提示した。

おわりに

中国指導部の“改革”努力にも関わらず、中国の格差拡大はいまだ収束の目処が見えてこないようである。7章6節で述べたとおり「西南経済大学の推計によれば2013年のジニ係数が0.7を超えた」との報道もある。主要国でここまで格差が拡大した例は見当たらず、その背景には中国特有の事情が存在すると考えられ、本研究報告においては、それらを究明することを目指した。

第1章においては「2011年の全人代および2013年の全人代・政府活動報告」によって、中国の所得格差の拡大をもたらす産業構造・農村問題・発展の不均衡など、経済社会の諸問題を、中国指導部が把握していることを確認した。それにも拘わらず、格差拡大が止まらない中国特有の事情は何であるのか、順を追って考えた。

第2章では「社会主義市場経済」という“中国資本主義”の特徴を整理し、利益集団化する官僚・党支配層が既得権益に執着する背景を考察した。

第3章においては、90年代に一旦は進んだ「国退民进」が鈍化して2000年代に「国進民退」に転じ、国有経済による経済支配が確立した状況を確認した。国有経済主導経済のもとで民間活力は強まらず、就業機会は増えない。そのため中所得層の形成が進まず格差は是正されない。

さらに第4章では「国進民退」を引き起こした国・地方を上げての投資加熱、それによって引き起こされた「影の銀行」問題について論述した。投資加熱と「影の銀行」問題が、中国の金融と経済の大きな問題となり、“改革”の支障となっていることを確認した。

第5章では「国進民退」のもとで中国に定着した「混合市場経済」の中で、「国富民窮」と社会の二極化が顕著となっていることを確認した。

第6章において、中国が“二つの罍”すなわち「中所得の罍」および「体制移行の罍」に直面していること、“二つの罍”の回避ないしは脱出が格差問題解決には不可欠であることを確認した。

第7章では、中国指導部が“二つの罍”にどう取り組もうとしているのか、2013年11月に開催された3中全会の決定事項などをもとに考察した。そして、中国が“二つの罍”を脱出・回避するためには、「リコノミクス」にとどまらず、国有大企業の分割民営化、民営企業の市場参入自由化のような思い切った政策により、民間活力を高め、中堅中小企業のビジネス機会を増やし、雇用機会を増やすことを迫られていると結論付けた。民間活力強化とそれによる雇用機会の増加は、中間所得層の増大につながり、格差拡大は収束が可能になる。

問題は中国指導部が上記のような思い切った経済改革に取り組むか否かであるが、7章6節で言及したとおり、中国指導部が、共産党独裁のもとで経済力を強化し「富強、民主、文明を備えた社会主義国家に築き上げていく」ことを目標とする限りにおいて、現在の国有経済主導の体制を変えることは容易ではない。中国指導部が時間をかけて体制を変更していくことを期待するしかない。“二つの罍”を脱出できず格差拡大を収束できない状況が続い

した場合、下からのハードランディングな改革が起こる懸念もあるが、中国が大混乱に陥る危険性があり、そのような事態は起きてはならない。

隣国日本に住む一市民としては、中国指導部が叡智と勇気を持って経済・社会の改革に取り組むことに期待するものである。

参考文献

- 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集[第四版]』有信堂高文社 2009年6月
- 加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫『21世紀の中国 経済篇』朝日選書 2013年2月
- 関志雄『中国 二つの罌』日経新聞出版社 2013年3月
- 柴田聡・長谷川貴弘『中国共産党の経済政策』講談社現代新書 2012年12月
- 田中修『2011～2015年の中国経済[第12次5か年計画を読む]』蒼蒼社 2011年6月
- 津上俊哉『岐路に立つ中国』日経新聞出版社 2011年2月
- 津上俊哉『中国台頭の終焉』日経新聞出版社 2013年2月
- 東海銀行事業調査レポート／CORE「中国自動車産業の実態と成長力」1994年12月
- 三浦有史『不安定化する中国』東洋経済 2010年10月
- 毛里和子、加藤千洋、美根慶樹『21世紀の中国 政治・社会篇』朝日選書 2012年12月
- 梁過『現代中国「解体」新書』講談社現代新書 2011年6月
- 『週刊エコノミスト』毎日新聞社 2013.9.17号
- 『週刊東洋経済』東洋経済新報社 2013.7.13号、2013.8.10-17号
- 『選択』選択出版社 2013年11月号、12月号
- 柏木理佳「中国の鉄鋼産業の格差・構造問題」
<http://www.kashiwagirika.com/1332> (2013年10月21日参照)
- 関志雄“中国経済新論：中国の産業と企業・国有企業は誰のものか”
<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/060728-1sangyokigyو.htm>
(2013年10月10日参照)
- グローバルノート>粗鋼生産量 国別ランキング・推移
<http://www.globalnote.jp/post-1402.html> (2013年10月25日参照)
- ジェトロ>中国>基礎的経済指標
http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/stat_01/ (2013年9月24日参照)
- 総務省統計局 HP>統計データ>平成24年科学技術研究調査>統計でみる日本の科学技術研究>統計でみる日本の科学技術研究 総括編 その1
<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/pamphlet/s-01.htm> (2013年6月27日参照)
- 総務省統計局 HP>統計データ>世界の統計
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm> (2013年6月28日参照)
- 日本自動車工業会「JAMAGAZINE」2009年12月号「中国自動車産業の現状とこれから」
<http://www.jama.or.jp/lib/jamagazine/200912/01.html> (2011年11月26日参照)
- 日本自動車工業会／統計月報

http://www.jama.or.jp/stats/m_report/index.html (2011年11月26日参照)

FORTUNE Global 500

http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2013/full_list/

(2013年9月27日参照)

IMF : *World Economic Outlook Databases*

<http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28> (2013年4月26日参照)

MEMORVA : 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、WIPO)

発表 特許の国際出願件数 国別ランキング (2011, 2012年) (2013年7月19日参照)

http://memorva.jp/ranking/world/wipo_patent_pct_country_2011.php

http://memorva.jp/ranking/world/wipo_patent_pct_country_2012.php